市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.130

2012/2/1

【毎偶数月１日発行】

発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷4-29-12-305　TEL:03-3423-0185　FAX:03-3402-3218

郵便振替：00120-9-359506　eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp　ホームページ：http://www1.jca.apc.org/iken30

＊隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円、グリーン会員の方は年1000円

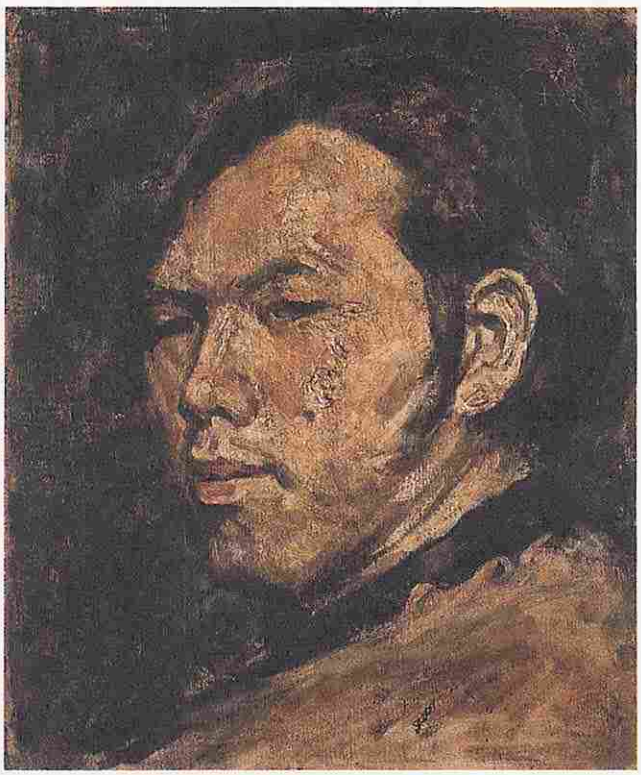

野末 恒三「自画像」（無言館所蔵）（作者の経歴は3ページ）

画家ダマシイとは悲しいものだ。
死と隣合わせの戦場でさえ、恒三にとっては大切な絵の題材の一つだった。
「こんな異国情緒に富んだところが近くにあるのなら、もっと早く来ればよかった。きっと傑作が描けたでしょう。小型のスケッチ箱、水彩絵の具を送ってください。」
恒三が戦地から妻・ゆり子にあてた手紙にはそう書いてある。
しかし、のこされた自画像に描かれた恒三の眼差しを見るとじつは恒三がどれだけ自分の運命を呪い嘆いていたかがわかる。
自分にあたえられたあの時代を、どれだけ蔑み嘲笑っていたかがわかる。

（窪島誠一郎『戦没画学生「祈りの絵」第Ⅲ集「無言館の詩」』講談社刊より）

市民の意見　130号　目次

●巻頭詩　「長崎医大にて」　蒲原徳子　2

●特集1　原発事故・震災と市民の生活

低線量被曝の時代を生き抜く　肥田舜太郎　4

テント泊まり込みから学ぶこと　本屋敷あい　7

震災銭湯をつくる　岩井健作　8

原発輸出ストップで脱原発　田浪亜央江　10

●特集2　災害派遣に隠れた自衛隊の姿

横田基地に自衛隊が来る　遠藤洋一　12

自衛隊の南スーダン派兵を許すな　梶野　宏　14

●憲法を守る

「3・11」の陰で改憲への動き　町田伸一　16

●運動の現場から

大阪空襲訴訟第一審判決　木戸衛一　19

大阪維新の会《ハシズム》との闘い　寺本　勉　22

さんきゅうハウス1年　吉田和雄　24

●世界を見る

民衆は国家の壁を突き破れるか　高橋武智　26

●文化

反原発歌集　伊藤三男　9

連載エッセイ27　ボローニャにて　鈴木一誌　28

映画の紹介　『〝私〟を生きる』　本野義雄　29

本の紹介　『オリジンから考える』　高草木光一　30

まんが　ふしぎの国のありか㉟　まつだたえこ　32

●情報

電子版「市民の意見」頒布　32

インフォメーション　33

事務局だより　34

読者のおたより　36

編集後記／会計報告

◆題字　安西賢誠　◆カット　村雲　司

☆懇談会のお知らせ☆　『あなたも言おう、意見広告に意見を』　2012年3月2日18時30分より、会場：スペースたんぽぽ（東京都千代田区三崎町２－６－２、ダイナミックビル４F　TEL:3238-9035）来る５月３日に掲載する新聞意見広告の内容について、また意見広告運動の今後について、話し合いましょう。奮ってご参加ください。

長崎医大にて

蒲原徳子

炎天の庭に頭蓋を並べある髑(むくろ)ふえゆき人とどまらぬ

鉄骨のみの内階段を昇る部屋人ら次々息絶えてゆく

顔ごと判別しゆく瞬すらも冒瀆ならん思いさいなむ

医大の部屋アロエを水をと断末魔の声と息とは細りゆき消ゆ

全身の火傷にうめき「水下さい」「オカアサン」とぞ待ちいつつ死す

アロエ直届きますよと言いやればうなずきてのち静かになりぬ

無責任の言葉信じてアロエまだかまだかと待ちて命終われる

■ 詩の作者 ■

かもはら・とくこ

1920年佐賀県生まれ、杵島郡江北町上小田在住。新日本歌人協会会員。同佐賀県支部「夜行列車」会員。

『原子野』については同書の解題で白六郎氏が「長女の嫁ぎ先の長崎に原子雲が上った1945年の8月、母は姉一家の遺骨を探しにまだ煙のくすぶる長崎市内に入りました。その時の記憶によって『原子野』が作られました。母はあまりに過酷な記憶を八十近くになるまで封印していたそうです。」と述べている。

長崎医大の三階までを上り下り探しあぐねき姉のなきがら

次々に消えゆく命見つつ尚あきらめられず姉を探しぬ

啼く声痛みに喘ぐ叫び声被爆医大に異臭漂う

足元に乳飲み子の母の遺体ありてただ泣きぬれる父子の悲しみ

乳飲み子と共泣く若き父親を甲斐なき業とわれの思いは

泣いている場合でなしと叱咤せるわれの心処鬼が棲みしか

息のなき妻に会えしは姉に会えぬ我よりもましと言いて別れき

『原子野』蒲原徳子短歌集（２０１１年８月、合同出版刊）より

▼表紙絵の作者▲

野末 恒三
（のずえ・つねぞう）

１９０９（明治42）年5月11日、静岡県の自営業の家に四男一女の三男として生まれる。静岡県立浜松第一中学校（現・浜松北高校）卒業。１９３６（昭和11）年、東京美術学校（現・東京芸術大学）油画科卒業。その後、教師となる。１９４４（昭和19）年5月9日、妻と二女をのこしフィリピンに出征。第１０５師団工兵隊、比島派遣威第１０６０８部隊原田隊所属。１９４５（昭和20）年7月13日、フィリピン・ルソン島において頭部貫通銃創により戦死。享年36歳。

低線量被曝の時代を生き抜く

肥田　舜太郎

28歳で広島で被爆されてから95歳の今日にいたるまで、内部被曝の脅威と核の廃絶を世界中で訴えてこられた医師、肥田舜太郎さん。昨2011年11月15日、たんぽぽ舎での講演の内容を、許可を得てご紹介します。

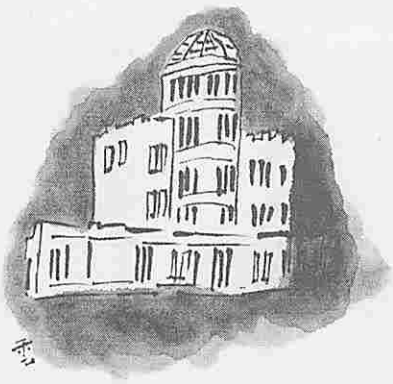

広島で見た内部被曝の悲惨

僕は広島の原爆を浴びた人間ですけれども、具体的にたくさんの患者を血だらけになりながら治療した場所は、広島市の北、6キロの国道沿いの戸坂村です。村の記録によれば、被爆して市内から逃げてきた人は、最初の晩は6千人、翌日が1万2千人、8日が2万4千人、次の日は3万人になりました。診た医者は最初の晩が4人、次の日は8人というような形で、後日、医者30人と100人くらいの看護婦の応援が来ましたが、何万人という重症の被爆者にたったそれだけですからろくなことはできていません。それでもいろんなことを教えられました。

最初の3日間は全員やけどで死んだと私たち医者は皆、思っています。体表面積の3分の1が焼ければ人間は死ぬと習いましたが、体の半分以上焼けて絶望的な状況でした。

ところが4日目の朝から、病気が出始めたのです。診たことのない病気でした。被爆者たちは、血だらけのまま、村の道路や空き地に横たわって、野戦病院と同じでした。それが次から次へと40度の高熱を出しました。鼻や口、まぶたからはたらたらと出血しています。口からは顔をそむけずにいられないほどの腐敗臭がしていました。重症者たちが指差すので見ると、やけどのない部分に紫斑が出ていました。それは、血液の病気の末期症状と同じです。むしろに寝かされている患者たちが苦痛で身をよじり自分の頭を手でなでると、ごっそり髪の毛が抜けます。毛根細胞ごとなくなって真っ白になってしまった頭を、男も女も自分の吐いた血の中へつけるようにして死にました。あと数時間しか生きられない女の人達が抜けた髪を見て号泣していたのを忘れることはできません。

人体で細胞の活動が活発なところほど放射線の影響を受けやすいのです。頭の毛根細胞が、強烈な放射線によって即死したのです。数年後アメリカから急性放射能症と名づけられたと知らされましたが、当時は原因も治療法もわからず、それらは28歳だった医者の僕にも、見ていられないほど残虐な死でした。

それからさらに怖い思いをしたのは、数日後、「軍医殿、わしゃ、ピカにあっとりまへんで」という患者がでてきたことでした。福山から広島に救援に入り、48時間働いて倒れて担がれてきたそうで、紫斑が出ていて、3日後死んだときかされました。僕らの目の前で死んだのはこの兵隊1人でしたが、その後、全国から広島に家族や知人の消息を尋ねて入った人に同じような発熱や出血の症状がたくさん出たのです。

「ぶらぶら病」の大量発生

12月に入り、村からの要請もあって、残っていた重症者を連れて、山口県柳井市に国立柳井病院をつくり、移住しました。一切は占領米軍の許可が要りましたが、敗戦国の軍人として不愉快な苦労をしました。そうこうするうちに、国立病院ができたというので、山口県へ逃げていた広島の被爆者がどんどん押し寄せてきたのです。患者さんの多くは「体がだるくて動けません」と言って来ます。火傷もケロイドもなく、一応検査をしても病気の兆候がないのですが、小指一本動かすのも

だるいという。共通しているのは直接、原爆を浴びておらず、爆発後に市内に入市したという点でした。外見は全く正常でした。今から思えば内部被曝だったのです。これには『ぶらぶら病』と名がつきました。命名したのは医者ではなく、患者の家族です。寝てばかりで働けない、病院でも病気と診断されずに帰される、ひとにわかってもらえない。こんな症状が、広島・長崎から故郷に帰った人にいっせいに出たのです。内部被曝という言葉はありませんでしたから、僕らは患者を『入市被爆者』と呼びました。

アメリカが封印した被曝情報

ところが当時の日本の医者は、被爆者を診たがらなかったのです。それはマッカーサーが占領と同時に、『原爆の被害はすべて米軍の軍事機密である、だからそれによる病人やけが人は、その経過を家族にも医者にもしゃべってはいけない、日記に書きのこすこともいけない、違反するものは処罰する』としたからです。医者に対しても、『診察はしてもいいが、診察結果を記録して残してはいけない、仲間同士で症状を研究しあってはいけない、論文の公表も厳罰に処す』とされ、特に広島、長崎の大学病院は厳重に監視をされました。それで内部被曝に関する情報は全くなくなってしまいました。日本政府はこれを黙認したので、占領下の7年間、被爆者はまったく捨て置かれたのです。敗戦で自分も飢え死に寸前だった国民には被爆者を顧みる余裕がなく、少なくない被爆者が飢死しました。原爆の投下と被爆者への対応を見て、私はこの時ほんとうにアメリカを許せないと思いました。占領下の事実を残すことは、私は生き残った者の責任だと思っています。

放射線を浴びると、骨を形成しているリンが放射性リンとなって骨髄での造血作用を妨げ、血小板が減少して、止血作用が衰え、すべての内臓から出血が始まります。広島で被爆してむしろに寝かされていた患者さんは、鼻と口から血を吐き、肛門と陰部からも大量に下血して、血の海の中で死んでいきました。放射線の被害のなかに、内科的に殺されていく内部被曝はたしかにあったのです。しかし、治療法がわからない、励ますだけで何十年も苦しみましたから、内部被曝はないという発言を聞くと、怒りが湧きます。見もしないで、何でそんな嘘をつくんだ、と。

それはやっぱりアメリカの占領の影響です。アメリカは4年後に広島と長崎にABCCと名のついた病院を建てた。そこへ患者を集めて放射線の影響の研究を始めたわけです。彼らは患者を入り口で問診して、原爆投下日以降に市に入った内部被曝の患者は門前払いにし、後に『内部被曝によって体内にとりこまれる放射線は微量だから人体に害を与えることはない』と全世界に向けて放送しました。国連も含め世界中がそれを信用したので内部被曝というものは公には「ないこと」になってしまいました。しかし、2003年から闘った被爆者の集団訴訟で、内部被曝という被爆の有無をめぐって政府と激しく争った結果、全国28の裁判所で、被爆者が完全に勝利しました。法廷で政府側の証人として出てくるのは、役人と、そして医者です。その医者が、自分はアメリカ留学で世界最高の放射線医学を学んできましたという。それに対し私たちは被爆者一人ひとりの症状をずっと裁判所に訴えてきました。政府の嘘は何ミリシーベルトなら安全と言う言葉にあらわれています。内部被曝に関しては、線量の多寡や強弱は無関係なのです。内部被曝には閾値（しきいち）はないというのが、世界中の医者の一致した見解です。

ヒバクシャと開き直って

「政府のいう数字でほんとうに安全ですか」とよく訊かれます。しかし安全という医学的な根拠はどちらの側にもない現在、その質問には答えようがないのです。私は体内に入った放射線は微量でも無害ではありえないという意見です。けれども何がどのくらい体に入ったらだめなのか、または大丈夫なのか、それをきいて皆さんはどうすることができますか。被曝を避けるために「遠くへ逃げろ」「汚染されていないものを選んで食べろ」といっても、それを何人の人ができますか。誰もが皆、できないことを最良の方法だというのは殺人者と同じです。安全かどうかを気にする

よりも、放射線が入っても負けない生き方を学んで実践することが、一番大事なんだと私は思っています。

私は30年間、日本被団協（原爆被爆者の全国組織）の相談所の理事長として全国の被爆者と一緒に学んだ、「放射能に負けない生き方」をひとつ、知っています。

被爆者は2011年3月現在で、21万人が生き延びています。80歳、90歳を超えて、病気にならないで元気に生きている人がいるのです。放射線を浴びても全部が病気になるわけでもないし、死ぬわけではありません。問題はその後の本人の生き方にかかっているということです。免疫が衰えて発病するのを防ぐためには、本人が自分のいのちの主人公になって、生活をととのえて生きるしかありません。『食事を大切にし、日常の生活を整える』ことです。

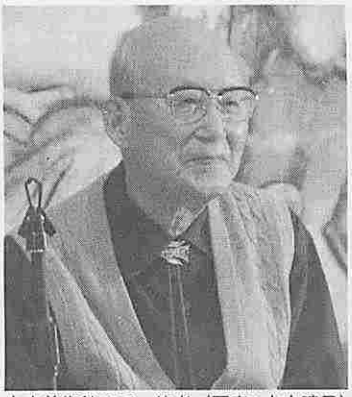
丸木美術館にて、筆者（写真：大木晴子）

それにはまず昔からの生活の知恵を大切にすることです。第一に、早寝早起き。第二に、三食ちゃんと食べ、主食の米飯は30回以上噛んで食べる。第三に、便秘と不眠を防ぐために、決まった時間にトイレに行き、決まった時間に寝る習慣を絶対につくることです。

僕たちはこうした何千万年と続いてきた太陽と共に生きる生活習慣をお金の都合でやめて、人間の生理と無関係な、金儲けを目的とした社会習慣にどっぷりつかって生きている。これを直さなかったら、何を勉強しても役に立ちません。だからまずどう生きるか。自分が自分の命の主人公になって生きる。これは日本人にとっては革命です。

このまま放射能を垂れ流して、僕たちのひ孫たちに、健康で安全に生きることができない社会を残すことだけは、絶対にやってはなりません。みなさんの目の黒いうちに原子爆弾と原発は全部止めて、なくして、きれいで安全な社会を渡さなければなりません。

自分で選んだわけでもなくあんな酷い無茶な戦争をやった、あんな世の中に二度としてはなりません。それには日本人は人権を真剣に自覚しなければなりません。世界の中でも、日本人は人権の自覚を持たないことで突出しています。明治以降の教育勅語の洗脳がいまだに影響していて、従うことばかりで、自分の生きる権利を守って、まともに怒ったことがありません。人間と生まれ、生まれた世界中に一人しかいない自分の生きる権利を自覚し、それが侵されたら何よりも先ず、怒ることです。日本人はもう少し怒らなければいけません。

皆さんの身体には、もう放射線がはいってしまっています。53基の原発は、平常運転の時から、国際的に認められた放射線量を「安全許容量」として放出してきました。全く洩らさないことは構造上、できないのです。日本には全く大丈夫だという人はいるはずがないのです。だから自分はヒバクシャであると開き直って、健康を守る精一杯の生活をしてください。暮らしのありようを見直し、自分の時間のうちの何がしかは、人のために使う。原発をなくし、原爆をなくす運動があったら、多少の時間でも熱意を持って参加する。そういう生活をしてください。

たばこはきっぱりやめること。低線量放射線の内部被曝に負けないで長生きするのは自分の努力しかないんだと思ってください。命を守るのは自分、それが自分だけのためじゃなくて、人のためにも力を尽くして生きていく、そういう結びつきの社会になっていけば、必ず原爆も原発もなくすことができます。

（ひだ・しゅんたろう　広島県生まれ。広島陸軍病院の軍医として被爆者の治療に当たる。1949年東京で開業。浦和民主診療所所長、埼玉県原爆被害者協議会会長、原水協代表理事、埼玉協同病院院長等を歴任、被爆者の治療を続ける傍ら、延べ37カ国で250回以上の講演活動を行なう。訳書に、『死に過ぎた赤ん坊』『低線量内部被爆の脅威』等、著書に、『広島の消えた日』（1982）、『いろは養生訓』（1989）、『ヒロシマ・ナガサキを世界へ』（1991）、『ヒロシマを生きのびて』（2004）等。

（まとめ　阿部めぐみ／本誌編集部）

112日目のテント（写真：本屋敷あい）

経産省前テントの泊まり込みから学ぶこと

本屋敷 あい

3月11日、私は浅草で東京大空襲の体験談を聞かせてもらっている最中で、長い揺れの不安と空襲体験談との恐ろしさとがリンクし身震いがしました。波に揺られるような感覚のさなか「福島原発やばいんじゃない？」そんな友人の声はまだ、自分の不安とはかけ離れてました。事故が現実となり、子どもを避難させ、情報収集の毎日、国や東電・大手メディアの報道とネット情報との差に戸惑い「国はなんで子供たちや妊婦さんを避難・疎開させないんだろう」全く理解不能で、こんな現実があるのか？と気持ち悪さの原因を探りに、福島にお話を聞きに行ったり、集団疎開を求める交渉・20ミリシーベルト問題の院内交渉なども見に行きました。院内交渉では市民団体からの質問に対し、担当であるはずの官僚は、年間20ミリシーベルトを決めた経緯を把握しておらず、こんな適当な話し合いで人の命が左右されるのか！と現実を目撃し改めて経済優先の世の中の仕組みに衝撃を受けました。

テントには、福島の女性たちの座り込み応援などで訪れるようになり、それからは、仕事で参加出来ないデモや抗議行動の様子を聞きに情報収集がてら、泊まるようになりました。原発事故前までは「原発に詳しくないから反対と言えない」という空気に飲まれてしまっていた自分が悔しいですが、私にとってテントは原発について語り合える貴重な場となりました。

事故以前から反原発運動や社会問題と向き合い活動されてきた方たちが中心にテントを運営されていて、そこに様々な人たちが加わり、毎晩のように繰り広げられる「どうしたら反対運動は広がるのか？」という話から、学生運動の思い出話など聞かせていただいたりしています。皆さんいろんな思想・主義主張があり難しい話も多いですが、自分の持つ価値観やスタンスなどを考えさせられる良い機会になっています。

野田首相が原発事故収束宣言をしました。このことから起きる亀裂を考えると怖いです。東京でも、私の子育て仲間のあいだで「避難する・しない」でわだかまりができました。それぞれの状況価値判断もありますが、情報の違いでこんなにも人びとは分断されるのかと心が痛いです。反原発の人の中でも、放射性物質への危険性への理解の違いや情報の読み取り方の違いで意見が割れたりするのも見かけます。個人と個人の結びつきの分断こそ、「国の思うツボ」だと思うので、原発事故の責任の所在を問う相手を間違わないように、「違いではなく繋がること」だと意識しています。そこで自分は何ができるか？テントで何を得て、どう活用するのかは自分次第だと思いました。

夜のテントを支えているのは、数人の男性陣。多くは定年退職？された皆さんで不寝番を数時間交代で行なっています。女性テントは2名から泊まれます。男性のようにいつでも泊まれる状況ではないので、泊まれるか早めに予約確認しておくといいそうです。寒さも続きますが、そんな時こそ若い方、ゼヒ夜のテントを支えに来てください。

友人が単独で、福島で生活するみなさんの現状を継続して撮影しています。

「福島のみなさん～収束の日まで～」

http://www.youtube.com/user/rememberfukushima

ぜひ観てください。

（もとやしき・あい）

「鎌倉に震災銭湯を作る会」のこと
市民の手で健康と環境施策を

岩井　健作

僕は「阪神淡路大震災」を神戸でまともに経験した。「日本基督教団」の枠組みで、兵庫県被災者連絡会（代表河村宗治郎さん）に協力して、多面な被災者支援に関わった。視点は、災害は貧困者を襲う、だった。だが当時を省みて被災者の入浴問題を全く意識していなかった。個人的にいえば、2週間位あとには激甚被災地の外の六甲などの知り合い宅での「もらい風呂」に入っていた。その時の、ほっとした安らぎと、洗っても洗っても出てくる身体の垢にはいささか参った。

「自衛隊銭湯」に任せてよいか？

当時被災者は自助、共助でお風呂に入っていた。公助と言えばいち早く「自衛隊銭湯」が設置された。多分全市に24セットだった。当時から入浴問題を自衛隊だけに任せておいてよいのかという思いがあった。自宅の風呂に入れたのは3月下旬だった。銭湯はいち早く回復をした。長田区で重油ボイラーと井戸を用いていた銭湯の回復がはやく、情報を聴いた被災者が殺到、何時間も寒空に行列して、入浴時間は10分にしてくださいと風呂屋さんが制限をしなければならない程だったという。東日本の震災時、仙台で営業を再開した「鶴の湯」では一日1200人の入浴者をこなしたという。神戸市中央区は約12万の人口に銭湯は12軒あった。震災で一軒が廃業になったが、後は比較的早く営業を再開した。僕がこよなく愛していた「花隈湯」は事業者が高齢であったせいもあり、廃業になったが、近くの「司湯」「大和湯」の再開は被災者を元気付けてくれた。

2002年24年務めた神戸教会を退任し、すでに他界した妻の両親の住んでいた鎌倉の家に妻と住まうことになった。最初風呂が壊れていたので銭湯を利用することとして市役所に相談をした。65歳以上の高齢者には市が銭湯450円の代金のうち150円を補助するという。気のきいた行政サービスだと思っていたら、市の財政を見直す「仕分け事業」で、その補助金は打ち切りが提案された。それに対して「銭湯の組合」と「銭湯愛好会」や「老人クラブ」が「打ち切り反対」運動をはじめた。何とはなしにお手伝いのつもりで反対署名活動に加わったら、鎌倉市公衆浴場生活衛生同業組合長の小野田将夫さんと、運動を中心的に担っていたルポライター井上節子さんに出会った。署名は1万以上集まって、入浴助成金継続の請願も市議会を通って一件落着となった。そんな折小野田さんと井上さんから「震災銭湯」の運動を始めようと思っているのだが、「代表」になってほしいとの話が持ちかけられた。阪神大震災の経験がものを言うという。ためらわれたが、この街での人と人との出会いの妙味だと思って引き受けることにした。

市民がつくる「震災銭湯」

構想はこうだ。銭湯の建物は行政が建てる。運営は「鎌倉市浴場組合」がする。普段は鎌倉に来る観光客やトレッキングの常連者が風呂として利用する。また、鎌倉駅・市役所などの旧市街の銭湯が廃業になって、銭湯がないので市民は銭湯として利用する。また、高齢者のデイサービス事業もここで展開する。地震や津波の災害時には、被災者の入浴サービスはもちろん、救護所、一時避難所、災害情報センターおよび救急医療センターとして機能する。また、設備には、水は井戸を備え、コジェネレイションの発電機で湯を沸かし、災害時には市役所や近隣に非常用電気を提供する。日常的には都市ガスを燃料として用い、災害時に備えて、瓦斯ボンベを東京ガスと提携して設置しておく。すでに東京ガスのイメージ建物概念図も出来ている。そうして、発会を阪神大震災16回目の1月17日とした。記者会見で、神奈川、東京、朝日、毎日、読売の地方版、およびローカル紙「鎌倉生活」などにも取り上げられた。それから、半

年、市議会請願と行政鎌倉市長あての要請署名に取り組んで、夏には市内外賛同者を含め約8000の署名が集まり、市長に提出。市議会には「震災銭湯の研究・検討」の陳情書を提出、昨年9月、本会議で賛成多数で可決された。この間3・11の東日本大震災があり、「震災銭湯」の切実さが認識されたことも運動には追い風であった。発足1年にはシンポジウム「震災、コミュニティー・防災」の開催を計画している。

「銭湯文化」が市民生活を支える

さて、1年を省みて、この運動への私なりの、展望を記してみたい。①コミュニティー作りとしての性格。都市災害はコミュニティーの弱さを暴露する。「阪神」ではそのことを経験した。日本で失われつつある江戸以来の「銭湯文化」を媒体としてコミュニティーの掘り起こしが出来ればすばらしい。鎌倉は人口17万。高度経済成長期の内湯付き住宅の普及までは、銭湯は十幾つあったという。今は、全市で5軒、それも4軒は大船地区である。この運動で、銭湯が街作りに大事だと思っている人たちのつながりが掘り起こされてきた。酒井太郎さんの祖父は鶴岡八幡宮の段葛の道筋で「松の湯」を営業していた。時流には勝てず廃業をした。孫の太郎さんは、家の銭湯で育った。銭湯には家族の縦関係、学校の友達の横関係だけではなくて、社会の持つ斜めの関係がある、と子ども時代をふりかえる。銭湯の裸の付き合いから受けた教育である。彼は医者になった。鎌倉をこよなく愛し、八幡宮の近くで医院を開業している。私も運動を担おうと言って、この運動に加わった。この街は彼のまちでもある。建築家、商店街、中学同窓生、市会議員などに運動は広がりつつある。酒井さんも僕もそれぞれ「東日本」へは救援に出かけた。

②震災時、食う、寝る（住まう）は緊急な生活なので行政も動く。しかし風呂は、プライベイトな自助にゆだねられる。公助は、「自衛隊銭湯」に代えて行政が本気でしっかりしなければいけない。そのためにも、銭湯を防災の一環として、あるいは、内湯を持たない居住条件の低い住民の健康、また高齢者の介護の一助として市民・行政が協力して考える課題にしてゆかなくてはならない。鎌倉からの発信である。

今、「銭湯」は全国的に急減しつつある。スーパー銭湯は、はやっている。しかしこれは、資本の投下に左右され、銭湯とは法の基本が異なる。銭湯は市民生活に密着した健康と環境施策である。業界の努力は涙ぐましい。これを文化として支えるのは利用者を中心とした市民の力ではないか。震災銭湯の思想が、広がる事を切に願うものである。

「吉川勇一さん・武藤一羊さんの‥祝う会」で全く思いがけなくテーブルスピーチを依頼されて、「ベ平連」時代の小田実さんに対して、事務局長をつとめたベテランの吉川さんを語った。

「震災銭湯」の事務局長は井上節子さん。十数冊の著作があるルポライター。いのうえせつこ著『地震は貧困に襲いかかる』（花伝社2008）は秀作である。

僕は「風呂好き」だということでは象徴になれるだろう。

（いわい・けんさく／明治学院牧師）

反原発歌集

『一人百首、原発惨歌』　伊藤三男

昨年3月のフクシマ原発事故を目の当たりにして、これは長期戦になるなと思い、そのためには様々なかたちでの「反原発」の取り組みが必要だろうと考えました。科学・技術・政治・経済等を個別に論じるだけでなく、総体としてとらえるためにあえて「短歌」を選びました。もとより「歌壇」など縁のない自分ですが、託すべき「思い」があれば作歌の巧拙は二の次として、出来る限り広範囲の人たちとの共有を願っての歌詠みでした。事故以来間もなく1年となります。いよいよ「反原発」のたたかいは重みを増すばかりです。

（頒価200円をつけたのですが、あくまでも福島へのカンパとしています。）

☆御希望の方は、「市民の意見30の会・東京」有馬までご連絡ください。

原発輸出ストップがなければ、国内だって脱原発できない

田浪　亜央江

ふとしたきっかけで、同じ物事がそれまでとは全く違う意味を持ちはじめたり、問題が突然くっきりと見えはじめたりすることがある。

ヨルダンへの原発輸出問題がそうだった。もともと原発には反対だったし、パレスチナ問題に関わってきた私にとって、２００万人のパレスチナ難民が暮らすヨルダンは、馴染みのある国だ。だから日本がヨルダンに原発を輸出する計画をもっているということが由々しき問題だということは、〈３・11〉以前からわかっていたつもりだった。ところが〈３・11〉を経て、福島原発から２２０キロという距離に住む私でさえ日常生活に大きな影響を受けているこの現実のなかで、ヨルダンにおける原発建設計画はそれまでとは全く違う生々しさをともなって浮上してきた。ヨルダンの原発建設予定地から半径40キロ以内に首都アンマンがあり、パレスチナの西岸地区が１００キロ圏内に収まる、という視点からこの問題をとらえたことは、それまでにはなかった。地震のリスクや、周辺に川もない内陸部のため、冷却水の安定的確保が難しいことも分かってきた。

ということで、これまでパレスチナ問題に関わってきた経緯に加え、福島原発事故の衝撃によって、私自身は原発輸出問題に突然首を突っ込み始めた。〈３・11〉後だからこそ感じられる事故へのリアリティ感覚は、絶対に手放してはならないと思う。

しかし現地で事故が起きた場合の危険性ばかりを強調するのでは通用しないことも確かである。福島原発事故を経験し、健康被害にさらされている日本の住民として、そして汚染水を垂れ流して世界に迷惑をかけている日本の主権者として、まずは日本における脱原発を目指すのは当然だ。そのためには、現在停止中の原発の再稼働阻止や、もっとも危険で老朽化した原発から廃炉を要求していくことは、具体的で現実的な課題だろう。そして原発輸出をストップさせることは、そうした課題と両輪の関係にあると思うのだ。

原発輸出を止めない限り脱原発はできない

少し前まで私は、国内で仮に「脱原発」が実現しても、国外に原発を売り続けるのでは真の「脱原発」にはほど遠い、というふうに表現してきた。しかし事態は、まず国内での脱原発を実現し、次に原発輸出をストップする、などというふうには進まない。再稼働阻止をめぐるギリギリの攻防に比べると、原発輸出は長期的で大きな問題だと見なされがちだが、原発輸出体制を止めない限り日本国内での原発を止めることも出来ないと思うのだ。野田政権になって、原発の再稼働と原発輸出への動きが目に見えて進み始めたなかで、そのことははっきりし始めている。

日本の原発政策が、冷戦下アメリカの核政策によってコントロールされたものであることは周知の通りだが、日本がすでに〈３・11〉以前から原発輸出推進を掲げ始めたのも、アメリカの政策による。１９７９年のスリーマイル島の事故以来、新規原発建設の認可が下りたケースがなく、技術が廃れかけていたアメリカは、日本やフランスの技術に頼ることを前提に原子力の復活を打ち出した。ブッシュJr.政権下で「原子力ルネサンス」がうたわれ、日本はアメリカへの輸出を念頭に、原発輸出を推進し始めたのである。そのなかで東芝がテキサス州での原発2基について、設計・調達・建設までの一括受注に日本企業としてはじめて成功した。２０１０年6月には「新成長宣言」が閣議決定され、アジアや中東への原発輸出推進が注目され始めたが、この時点ではアメリカが最優先であり、他地域に関してはまだそれほど急ぐ必要はなかった。

産業界と癒着した「原子力協定」

その流れを一気にせばめたのが、福島第一原発事故である。アメリカ原子力規制委員会は国内の原発の安全チェックを決定し、新規原発の認可獲得にはコストと時間がかかり過ぎることが判明したため、東芝による原発新規建設は暗礁に乗り上げた。そこで日本政府と原子力業界は、アジアや中東への原発輸出に急ピッチで力を入れ始めたのである。野田政権になって以来、国連など国際機関で原発輸出に前向きな発言をしたり、トルコ、ベトナム、インドなどとのあいだで、日本と相手国との原発建設での「協力」を確認したりということが、矢継ぎ早に続いた。原発を輸出するには不可欠な原子力協定の国会承認については、ヨルダンとの協定が昨年8月にいったん見送られたものの、12月になって、今度は一気にヨルダン・ベトナム・韓国・ロシアとの原子力協定が可決されてしまった。

みんな楽しくHappy♡がいいHPより

私は衆参両院の関係委員会での議論や参考人質疑をインターネットでほぼすべて見たが、原発輸出を推進する立場の主張は、要するに「相手国に需要やニーズがあり、原発事故の経験を活かしつつそれに答えるのが日本の役割」というものである。しかしこの「相手国のニーズ」なるものは、まやかしだ。原発の新規建設には莫大なコストがかかり、受注元（つまり日本）の政府の公金（つまり税金）を使って融資され、それが原発稼働によって10年以上かけて返済される仕組みなのだ。だから「需要やニーズがある」のではなく、融資の保証によって無理矢理にそれらを掘り起こしているのである。ひとたび事故が起これば、数千億円単位のカネが投入されたあとで建設がストップすることもありうるし、この場合の補償もNEXI（日本貿易保険）などを通し、私たちの税金が使われるだろう。東芝・日立・三菱といった日本のメーカーの原発プラント部門を当面延命させるためだけに、こんなタコが足を喰うような無茶なやり方で、原発輸出が進められようとしているのだ。

この四カ国との原子力協定承認は、日本の脱原発運動にとって、つくづく大きな傷手だった。原子力協定が承認されず、原発輸出は当面無理だという結論になれば、日本のメーカーが危うい原発プラント部門に見切りをつけ、大幅に縮小する方向に向かう可能性はあるのだ。そうなれば日本の既存の原発をメンテナンスしながら無理矢理稼働し続けるための技術を維持することも、難しくなる。だからこそ、原発輸出体制を止めない限り、産業界と癒着した日本政府の原発政策を変えることも、原発を止めることも出来ないのだ。

私たちは1月16日、原発建設に反対するヨルダンの国会議員と弁護士を迎え、集会を行う予定だ。彼らのメッセージのなかには、「実は原発よりも危険なことがある」として、パレスチナを占領するイスラエルの核開発が黙認されていること、イスラエルの核開発施設からの放射能漏れの危険性、そしてイランの核使用への懸念が指摘されている。日本での脱原発を求める視点だけでは彼らと容易に「連帯」できるわけではないことを認識しつつ、パレスチナに関わる者として、「核」でつながってきた日本と中東の関係を民衆の立場から変えていくための手がかりを得たいと、切に願っている。

（たなみ・あおえ／ミーダーン〈パレスチナ・対話のための広場〉）

在日米軍横田基地に自衛隊がくる

「トモダチ作戦」をささえる自衛隊は何をめざすのか

遠藤　洋一

自衛隊「横田基地」が新設される

在日米軍横田基地は、いま大きな変化の中にある。２０１１年12月17日に閣議決定した、新防衛大綱の中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）では、今までのロシアなど北方脅威から、東アジア・特に中国を意識する「防衛思考」への、変化が顕著になっている。（防衛大綱も、防衛力整備計画も防衛省のホームページに公開されている。）その中でⅡ　基幹部隊の見直し等（陸、海、空）のうち3航空自衛隊については、南西地域における即応態勢を充実するため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させ、2個飛行隊とする改編を行うとともに、1個航空団を新設し、これに伴い既存の1個航空団を廃止するとなっている。また、米軍とのインターオペラビリティ（共同作戦遂行能力）を向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。「横田基地を新設」つまり、航空自衛隊・横田基地が新たに創設されるという決定は、報道各社も大きくは取り上げず、かろうじて17日の読売新聞が解説記事の中で報道した。

トモダチ作戦（防衛省HPより）

地元自治体にも寝耳に水で、横田基地周辺5市1町（福生市、昭島市、立川市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）は、防衛省に説明を求めた。

質問は2点で、「横田基地の新設」さらには「米軍とのインターオペラビリティ」とはいかなるものなのかであった。地元自治体には防衛省から説明員が飛んできたが、抗議とともに、説明の文書での返答が要求された。防衛省の見解は、「米軍とのインターオペラビリティ」とは「軍事的な相互の連携・運用をするといった内容である」。まさに「日米同盟」の象徴のような表現だ。しかもそれは、直後の大震災時に「トモダチ作戦」として、市ヶ谷、横田、仙台に置かれた司令部との一体化として実現した。

「横田基地の新設」についても、防衛は既定の事実ととらえていた。再編協議の中では航空自衛隊総隊司令部は横田基地への「移設」されていたのだが、実は「新設」だった。

日米共同のミサイル防衛のために

２００６年の「米軍再編」を思い起こして欲しい。米国の世界戦略を変える重大な変化だ。それは「在日米軍再編」に連なる、日米軍事同盟の再構築と言って良い。その頃からマスメディアも、「日米安保体制」から「日米同盟」の用語を使い始める。言い出したのは懐かしい「安倍晋三首相」だ。この頃から、日米の軍事関係は決定的に堅くなる。

２００６年の2プラス2・外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会の合意では、普天間移設の問題や、空母艦載機の訓練施設、グァム移転費用負担などの様々な在日米軍経費の日本側負担が決められた。その合意文書中に、「3．横田飛行場及び空域航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、２０１０年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う

機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。」とある。

引用が長くなったが、この文書に大事なことは『共同統合運用調整所』は、「防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行なう機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。」つまり、日米共同でミサイル防衛をします。費用は日本が負担します。ここにつきる。

では、どこからのミサイル攻撃なのだろう、どこへの攻撃を想定しているのか。考えられることは、このミサイル防衛は我が国を狙ったものばかりではないと言うことだ。中国なり、ことによったら北朝鮮なりの国がはるばる太平洋を越えて米国本土に打ち込むかもしれない、長距離の弾道ミサイルを米国のミサイル防衛網と一体化して撃墜するためのものかも知れない。これが、「共同統合運用調整所」の仕事になる。実際、横田基地に移転する「航空自衛隊総隊司令部」本体は、地下のトンネルで在日米軍指令部と結ばれている。「航空自衛隊総隊司令部」の本来の仕事は日本の防空の総司令部であり、全国に張り巡らされた、防空レーダーの総指揮機能を持つ。

こんどは、遥か成層圏を飛んでくる弾道ミサイルは、日米の共同で対処するそうだ。未だに研究は続いている。その、「運用調整」を、横田基地で行なうのだ。巨大な経費は、日本が負担する。今回の航空自衛隊総隊司令部移転に伴う、米軍施設の移動はもちろん日本側負担だ。「日米同盟」は金がかかる。その航空自衛隊総隊司令部にしても、総工費174億円とかが、移転の費用だ。

〝金をやるから、静かにしろ〟

航空自衛隊総隊司令部は、現在東京都府中市にあって、通信施設と司令部施設や付帯部隊1400人ほどが駐屯しているが、移駐のロードマップによればうち、800人の兵員が、2012年度中に横田基地に移駐する。

2012年12月現在、兵員は100名程度が、移駐して来ると、周辺自治体には通告されている。航空自衛隊専用のゲート（通用門）も、完成したが、そこに掛けられるはずの「航空自衛隊　横田基地」の看板は未だ無い。調整中だそうだ。たとえば、岩国や三沢・横須賀などは、米軍と自衛隊の共用基地ではあるが、一応、エリアは分かれている。しかし、横田基地の場合ほぼ、施設は混在している。正確には米軍基地に自衛隊が「割り込む」形なのだ。このようなケースは、全く初めてなのだ。

しかも、地元自治体や、周辺住民にはただの一度も「説明会」すら、行われてはいない。

横田基地移駐関連工事（遠藤羊一HPより）

800名もの自衛官がやってくるのに、地元対策は不十分の一語だ。滑走路をどのように使用し、騒音はどうなるのか、交通の支障はないのか、全く解らない。ただし、例によって「お金＝基地交付金」は潤沢に周辺自治体に落ちる。福生市の場合、歳入の10％近くを占める。そのうえ、「再編交付金」が、10年間で15億円ほどが、約束されている。「金をやるから、静かにしていろ」は、沖縄でも、岩国でも、防衛省のいつものやり方だ。わたしたちはどう自衛隊いや、「日米同盟」に向きあうのか。

（えんどう・よういち／元福生市市議会議員）

自衛隊の南スーダン派兵を許すな！

――派兵の背景にあるもの

梶野　宏

昨年1月20日に、政府は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）であるUNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）に陸上自衛隊施設部隊を派遣するための実施計画を閣議決定した。その内容は、施設部隊（宿営地整備等の1次部隊約210名と施設活動の2次部隊約330名）が首都ジュバ周辺の道路や橋梁の整備を担うほか、現地支援調整所要員30名（南スーダンのジュバの本部の他にウガンダとケニアで後方補給業務）が派遣される。さらに、自衛艦（おおすみ・約160名）や航空支援集団として空自約170名が、ケニアのモンバサ（港）やウガンダのエンテベ（空港）へ人員や装備の輸送を行なうという。

主体の施設部隊は、主要装備品としてブルドーザーや油圧シャベルなどの重機、軽装甲機動車やトラックなど約160両の車両を持ち込み、さらに9ミリ拳銃84丁、89式小銃297丁、5・56ミリ機関銃5丁で「武装」する。

1次隊の先遣隊として陸自隊員5名が1月11日に成田空港から出発したのを皮切りに、1月から2月にかけて1次隊、5月に2次隊の派遣が予定されていて、当面1年とされているが、5年以上の長期にわたると予想されている。

昨年7月に住民投票によってスーダンから分離独立した南スーダンへの自衛隊派兵を、野田総理は、「国際社会の期待に応える」とその理由を述べているが、インフラ整備支援に武装集団（軍隊）を派遣することの根本的な過ちは取りあえず措くとして、野田総理の言う「国際社会」とははたして何であるか、その「期待」がいかなるものであるのかを、スーダンの近現代史を専門に研究している栗田禎子さんの講演から要約して以下に紹介したい。

市場万能主義を標榜した政権

まず、重要な点は、スーダンでこの間起きてきた事態は、「部族紛争とか民族紛争ではなくて、一九八九年にクーデターで成立した政府、ナショナル・イスラミック・フロントと呼ばれる組織を母体とする政府（現在は、国民会議党と名のる）が引き起こしたもの」で、その勢力が生まれた経緯は、「一九七〇年代末から八〇年代にかけてスーダン社会のなかに台頭してきた一握りの特殊な資本家グループがもと」となっている。それは、人によってはこれを寄生的資本家という言い方がされて、農業や工業といった生産分野に投資している資本家でなく、金融とか輸出入、国内流通など非生産的な分野に関わって、1970年代後半から80年代のスーダンで急成長を遂げてきた資本家グループである。それが、89年に政権を掌握したあとは、市場万能主義で自由主義的な経済政策を標榜し、すべての権力と富をナショナル・イスラミック・フロント系の資本家に集中させることだけを追求してきた。他方で、政治イデオロギー面では政敵を排除して自らの支配の正当性を訴えるために、自分たちはイスラーム法の施行されるイスラーム国家を建設する、自分たちだけがアメリカの覇権に対抗しようとしているといった「イスラーム主義」的なイデオロギーを標榜する。そしてこの政権は、自分たちの支持者以外の勢力を徹底的に弾圧してきた。ダルフールだけでなく、ひじょうに激しい人権侵害が首都ハルツームなどの労働運動家、民主化運動を行なう人々に対しても行なわれている。特にひどいのが、今回独立した南部で、文化的にもイスラーム

スーダンにおける司令部要員（防衛省HPより）

やアラビア語が浸透していない南部の住民の運動に対しては、イスラームに基づく聖戦の名の下に弾圧する。虐殺やレイプ、ジェノサイドに近いことをやってきたと言われる。

ただ、スーダン国民も黙っていたわけではなくて、89年の政権成立直後から、これに反対する広範な抵抗運動が存在してきた。南部に基盤を持つ抵抗運動がSPLM（スーダン人民解放運動――今回の独立国家形成の中核である）。

次に重要な点は、このナショナル・イスラミック・フロント政権の存在が、国際社会のスーダンに対する干渉という問題を招き寄せ始めたこと。その背景は、石油。南部を中心に、半端でない量の石油の埋蔵が確認されたこと

南スーダンPKO派遣先遣隊壮行会（読売新聞電子版より）

と、そしてもうひとつ、地政学的に、スーダンはソマリア、ジブチ、エチオピア等から成るいわゆる「アフリカの角」に接し、ペルシャ湾岸の大産油地帯とインド洋を同時ににらむという軍事的要衝であること。

アメリカの戦略の中での和平

この2点を前提して、栗田さんは、今回の南スーダン独立の前提となった、2005年1月のスーダンの北部政府と南部の間の包括南北和平協定の問題点を指摘する。

この和平は、アメリカ主導で、2001年以降急速に進められたプロセスであること。そこでは、ナショナル・イスラミック・フロント政権に対して、南北を超えてスーダン全体――低開発地域の抵抗運動や労働者の運動、民主化運動等――が一緒になって抵抗してきたにもかかわらず、アメリカはこれを分断し、国民の運動の中の南部だけを取り出すかたちで、南部の抵抗勢力と北部の政権の間の手打ちを仲介するかたちで、和平プロセスをまとめてしまった。それによってほかのスーダン国民の民主化プロセスが置き去りにされ、和平だけが成った。そしてスーダンのナショナル・イスラミック・フロント政権が今度は南部のSPLMをパートナーとして取り込み、アメリカのお墨付きも得るかたちで、より安定して独裁政権を続けていくという条件を手にした、そういう構造ができあがってしまった。栗田さんは「要するに和平は成ったけれども、ひじょうに偏ったかたちの問題の決着になってしまって、かつ今後のスーダンの政治プロセスがおそらく長期にわたってずっとアメリカの影響下に置かれていくことになるだろう。そういう問題点を抱え込むことになったとまとめている。

「対テロ」戦争をすすめてきたアメリカが、イラク、アフガニスタンから撤退し、2正面作戦から中国を睨んだアジア・太平洋へ軍事的資源の配分をシフトするなかで、その他の地域では、同盟国に「治安維持」の肩代わりをさらに要求してくるようになるだろう。ソマリアの「海賊対策」、ハイチの「災害復興」等、そこでは、「人道支援」や「国づくり」などが名目として使われる。南スーダンへの自衛隊の派遣もこうしたアメリカの世界戦略のなかにしっかりと位置づけられているのだ。

＊2005年6月17日に東京外国語大学で行なわれた「写真展＋シンポジウム〈人間〉の戦場から」での「ダルフール危機」と題されたシンポジウムでの報告。タイトルにあるように「ダルフール」をメインにした報告であり、南スーダン独立の6年も以前のものであるが、今日の状況のベースとなるものでかつ非常に分かりやすかったので、あえて紹介させて頂く。

（かじの・ひろし／反安保実行委員会）

憲法を守る

「3・11」の陰で、改憲への動き

町田 伸一

はじめに

昨年3月11日以降に発生した地震と津波に対する対応の遅れ、そして原発による災害（本稿では、これらの人災を「3・11」といいます。）は、私達に、人の生と平安な日常の大切さを思い起こさせました。加えて、人災の愚かしさと国策の誤りがもたらす被害は甚大化することを再確認するきっかけにもなりました。政府は、正しいことを主張し続ける少ない声に耳を傾けるべきです。

ところが、反省すべき「3・11」を逆に利用して、これを改憲の必要性に繋げる暴論が吐かれています。しかし、この危険な動きを、商業メディアはやはり報道していません。

本稿では、憲法審査会でなされている改憲への議論をご紹介します。

始動する憲法審査会

2011年10月21日に、衆議院・参議院の両院で、憲法審査会の第一回会議が開かれました。

憲法審査会は、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「改憲手続法」といいます。）151条に基づいて国会法を改正し、国会法102条の6に基づいて、「憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため」設置された国会の一機関です。

思い起こしてみれば、改憲手続法は、2007年5月18日に、附則に3つの宿題（①投票権年齢を18歳に、②公務員の政治的行為が制限されぬよう、③国民投票制度の検討）を付し、18項目の附帯決議が付されて、成立しました。2007年8月に両院に憲法審査会が設置され、2009年6月には衆議院に憲法審査会規程が制定され、2010年5月に改憲手続法が完全施行され、2011年5月に、参議院に憲法審査会規程が制定されました。

2007年以降の私達の運動は、改憲手続き法に3つの宿題と附帯決議という歯止めを付させ、また、この4年間、憲法審査会を始動させない大きな力となっていました。

しかし、「3・11」の陰に隠れて昨年末までに、衆参両院で各4回ずつの会議が開かれています。

憲法審査会での二つの議論

憲法審査会は、憲法を改正する目的の機関ですから、そこで議論されている内容は、大方の予想どおり9条の「改正」であり、これが中心的論点であることは間違いありません。

しかし、この間の会議では、9条以外にも、改憲へ向けて重大な二つの議論が頻出しています。一つは、憲法96条を改正して三分の二条項を引き下げること、二つ目は、国家緊急権を追加することです。

憲法96条についての発言

まず、96条については、以下のような発言が為されています。

・**柿澤未途（みんなの党）**「改正の発議を三分の二としている憲法96条を改正して、発議の条件を過半数に下げることも見直しの対象」

・**古屋圭司（自民）**「憲法第96条では、憲法の改正は各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議するとあるが、ここにある『三分の二』を『過半数』に緩和することに賛成である」

・**関谷勝嗣（元参議院憲法調査会会長）**「国民に改正の提案を柔軟に行うことができるようにするため、国会での議決要件を衆参各院の総議員の過半数の賛成に緩和すべきである」

・**江口克彦（みんなの党）**「憲法第96条を改正し、憲法改正の要件に柔軟性を持たせなければならない」

・**松田公太（みんなの党）**「今年の6月に、憲法96条改正を目指す議員連盟の設立総会があり、私もそれに出席をさせていただきました。（中略）日本だけが65年以上一度も手が加えられていないという

のはおかしいのではないか、政治の怠慢ではないか」

・**宇都隆史（自民党）**「憲法を国民の手に取り戻すという一点に関しても、結論から申し上げますと、改正要件である憲法96条、これに絞ってこの審査会を当初は進めるべきだ」

これらの発言の狙いは、当然ながら、「改正」を容易にするために、要件のハードルを下げようとするものです。実体に入る前にまずは手続きを簡単にする、というのは、変更に対する反対論が強い場合にものごとを変えてしまうステップとしての常套手段です。

なお、松田公太議員の発言にある超党派の憲法96条改憲議連の動きも注視すべきです。

国家緊急権についての発言

次に、国家緊急権については、次のような発言が為されています。長くなりますが、国家緊急権がどのようなものか、どれだけ多くの議員がこれを狙っているかを明らかにするために、多くを引用します。

・**中山太郎（前衆議院憲法調査会会長）**「大震災への対応の一つとしての『非常事態』条項など、論ずべき論点は数多くある」

・**中谷元（自民）**「非常事態に関する規定については、本年の東日本大震災を受けて、非常事態規定を憲法に設けるべきとの意見が有識者等からも出ている」

・**中島正純（国民新党）**「東日本大震災は、重要な憲法問題をはらむものであり、とりわけ非常事態事項を憲法に設けることについて議論することは、立法府に課せられた責務」

・**近藤三津枝（自民）**「非常事態に対する想定が現行憲法ではなされていない。東日本大震災を教訓として、非常事態にも十分に対応できる憲法としていかなければならない」

・**柴山昌彦（自民）**「国家緊急権を含め、（中略）議論をすべきである」

・**緒方林太郎（民主）**「非常事態条項を憲法に盛り込むことに反対ではないが、ドイツのワイマール体制崩壊の原因が非常事態条項の濫用にあったことを認識すべき」

・**山尾志桜里（民主）**「非常事態条項の検討からスタートするのが有力な選択肢である。非常時においては国民の生命・財産といった究極の人権を守るために、内閣総理大臣に権限を集中し、人権を平時よりも制約することが必要」

・**関谷勝嗣（元参議院憲法調査会会長）**「今年三月の大震災を経験して改めて感じたことですが、非常事態に対処する規定が憲法上存在しません。（中略）国民保護の見地からも国家緊急権を制定化する必要がある」

・**藤井孝男（たちあがれ日本）**「東日本大震災などに代表されるように、我が国は大規模自然災害が多発する国である。（中略）外国からのいろいろなテロの攻撃等々、国家の緊急事態に際しては救援活動などのために国民の基本的な人権を（中略）制限することも必要になってくる。（中略）国家緊急事態については憲法にきちんと規定を設けていくことが必要」

・**亀井亜紀子（国民新）**「非常事態規定の創設は、この今回の東日本大震災の状況を見て早急に必要である」

・**有村治子（自民）**「3・11の東日本大震災を受けて、非常事態に対する事態、国家緊急権というお話もありましたけれども（中略）憲法によってその範囲内で国家統治を明確にして、国民生活を脅かす非常事態に法治国家として立ち向かうということが極めて大事で（中略）どのような制約が公益を実現するためにハンディになったのか、あるいはメリットになったのかということを（後略）」

・**川口順子（自民）**「今回の原発事故が起こったときに、急遽セメントで固めなければいけない、コンクリートで固めなければいけないというようなことがあったときに、我が国政府は今必要な資材を急遽、徴用をするといいますか、提供をしてもらうための権限を持っていない。（中略）これがいわゆる緊急事態法、あるいは緊急事態に対して憲法が十分に機能するかどうかという議論」

露見してしまっていますが、これらの発言の論法と本音は、以下のようなものです。すなわち、①東日本大震災は非常事態であり、その被害は甚大だった、②被害が甚大となった原因は、憲法に国家緊急権規定がなかったことにある、③国家緊急権を憲法に規定することにより、非常事態において、憲法に制約されることなく、政府は国民の人権を制約することが可能となり、迅速な対応を採ることができる、と。そして、その先には、④憲法に、日本に対する武力攻撃（「テロ」や戦争）を想定した国家緊急権を盛り込み、平和憲法性を

弱めたい、との狙いがあります。

詭弁と暴論の数々

この論法の詭弁性は明らかです。

まず、②に対しては、「3・11」以後の行政・立法の機能不全は、情報を隠し、事態を過小評価した虚偽発言を続け、これにより自らの行為を縛ったことに大きな原因があるのであり、国家緊急権とは全く関係がありません。また、そもそも、「3・11」以後をのみ語ることが誤っています。「3・11」以前の、政府による、原発は安全で安価だからという虚偽の核政策、高く長くコンクリートを組めば津波を防げるという誤った公共事業政策こそが「3・11」の大きな原因でした。

次に、③については、現憲法下に国家緊急権が存在せず、諸国でも国家緊急権規定を持たないものが多数あること、そうであっても、政府が災害に迅速かつ適切に対応している例を無視しています。

さらに、①と④に関しては、人間の努力では避けられない天災（地震、津波）と人為的に引き起こされる人災（戦争、原発、地震や津波への備えの誤りや対応遅れ）とでは、その原因と対処法は全く異なるにも拘わらず、これを、「非常事態」との上位概念で括ることにより、東日本大震災と「3・11」とを同一視させて、人を欺く論法です（藤井発言を参照）。

国家緊急権とは、国家に対する制限規範（有村発言では「ハンディ」）である憲法の効力を停止する国家の権限です。知られた言葉では戒厳令というものがあり、明治憲法31条には天皇の非常大権が規定されていました。また、2003年の有事三法制定により、自衛隊法に、有事における労働組合法の適用除外や自衛隊による国民所有不動産の強制収容等が盛り込まれてしまっています。

しかし、もちろん、日本国憲法には国家緊急権は規定されていません。憲法の効力を停止する国家緊急権を盛り込むことは、憲法に自己矛盾を起こさせることです。地震が起これば、あるいは原発が爆発すれば（川口発言）憲法を停止する、などは全くの暴論です。緒方発言にあるように国家緊急権の害悪は、歴史上も明らかです。

おわりに

生存権、幸福追求権、財産権、平和主義を規定する日本国憲法は、「3・11」からの復旧・復興にも活かされるべきです。これを改正しやすくし、その効力を弱めようとする動きを、断じて許してはなりません。

（まちだ・しんいち／弁護士・みなと9条の会事務局長・本会会員）

市民の意見・ニュース（1号～100号）電子版アーカイブスの頒布

これまで何回か市民の意見・ニュースの電子版（CD-ROM化）提供の準備を進めていることをお知らせしてきましたが、1号（1988年発行）～100号（2007年発行）の各号をUSBメモリに収容した電子版を、今度やっと提供できることになりました。

電子版では20年間におよぶ各号を読むだけでなく、記事のタイトルの一部分、あるいは著者名・号数を指定して、5000項目の記事から目的とする記事を探し出して読むこともできます。是非ご利用下さい。

100号以降の号を含む電子版については現在準備中です。今回ご購入頂いた方にはバージョンアップ用媒体のお申し込みがあれば有償でお届けする予定です。

詳細をお知りになりたい方、あるいは購入をご希望の方は、TEL・FAX・Eメールで事務局までお問い合わせください。なお、電子版（USBメモリ）の頒布価格は2000円（送料込み）です。

（橋本　保彦（はしもと・やすひこ／事務局）

大阪空襲訴訟第一審判決を受けて

木戸 衛一

原告との出会い

あれは2005年の5月3日だった。藤本義一氏をメインスピーカーに迎えた大阪城・野外音楽堂での憲法集会で、閉会のあいさつを終えた私は、壇上から降りると、3人の年配の男女に、袖を引かれるように話しかけられた。「戦災障害者の会」という肩書の名刺を差し出したその3人は、後に大阪空襲訴訟の原告となる安野輝子さん、小見山重吉さん、藤原まり子さんだった。

聞けば、自分たちは空襲で大きな被害と苦痛を被ったが、戦後もずっと見捨てられたままでいる。せめて、未来を担う学生を前に、自分たちの体験や思いを語る機会を与えてもらえないだろうか、とのこと。

私事で恐縮だが、私の父親は、1945年3月10日の東京大空襲で辛くも焼け残った向島区隅田町（現・墨田区墨田）の家を、4月13日の大空襲で跡形もなく失い、母親、姉、弟、妹と1カ月半、隅田川縁で6畳1間の間借り生活をした後、丹波・篠山へ疎開した経験を持つ。幼少期からその話を聞かされていた私には、安野さんたちの訴えを他人事と聞き流すことは、とてもできなかった。

2カ月後、阪大の教員有志で運営する平和講義「平和の探求」にお招きするなど、安野さんたちには、都合3回豊中キャンパスにご足労願った（義足生活の安野さん、藤原さんには、掛け値なしに「ご足労」だった）。また、2008年11月24日に開催された大阪空襲訴訟原告団結成総会では、不肖私が記念講演をさせていただいた。

大阪空襲訴訟の意味

前年の2007年7月下旬、安野さんたちは、大阪空襲について国に謝罪と補償を求める街頭署名を厚生労働省に提出しようとした。ところがそれは、内閣府に転送され、一時紛失状態となった。結局は見つかったものの、今度は受け取りを拒否され、突き返されてしまう。

国のこの悪質な意図的怠慢を受けて、コタバル侵攻・真珠湾攻撃から67年目の2008年12月8日、18名の原告が大阪地裁に、大阪空襲訴訟の提訴を行った。翌年9月18日には、5人が追加提訴した。

第2次世界大戦期の空襲被災者・遺族による集団訴訟は、2007年3月9日に提訴された東京大空襲訴訟に続き、全国で2例目となった。東京では、一夜にして10万人もの命が奪われた3月10日が有名であるが、大阪では、24時間も待たずに天皇によるポツダム宣言受諾のラジオ放送があった8月14日の空襲が特筆に値する。いずれにせよ、空襲訴訟が提起する問題点は、以下の3点にあると思われる。

第一は、戦時期日本の戦争政策である。故・小田実氏の言葉を借りれば、第2次世界大戦で日本とドイツは、「殺し、焼き、奪う」歴史の後に「殺され、焼かれ、奪われる」歴史を背負った。

空襲は、まさにこの因果応報の象徴である。1938～43年重慶に200回以上も「眼差しを欠いた戦争」（前田哲男氏）を仕掛けた日本は、大戦末期、自らが無差別大量殺戮に見舞われることになった。

しかも、この国の政府・軍部は、空襲の危険性や実態を国民に伝えないだけでなく、本土空襲に備えて制定した防空法制を通じて、むざむざと被害の甚大化を招いた。1937年に制定された防空法は、もともと国民の生命・財産を守るのではなく、都市や軍事拠点、生産基盤の防衛に国民を動員させるものであった。それが1941年11月に改定され、空襲時の退去禁止、応急消火活動の義務付けが盛り込まれたのである。

第二は、戦後における民間人空襲被害者の

大阪空襲訴訟団HPより

放置である。１９５２年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、翌年には軍人向けに恩給法が改定されて、旧軍人・軍属やその遺族に支払われた恩給・年金は、２００９年度までの累計で、本人18兆７４８８億円、遺族29兆８７６８億円、合計約50兆円に及ぶ。ところが、民間人の戦争被害者に対しては、原爆被爆者や沖縄戦犠牲者を例外として、一切給付はなされていない。

１９８７年11月27日、名古屋空襲犠牲者慰謝料等請求訴訟で最高裁判所大法廷は、「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態においては、国民すべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところ」であるため、憲法29条第３項を適用した補償の余地は全くないと、「戦争被害受忍論」を言い放った。

このような棄民政策を行いつつ、戦後日本国家は１９６４年12月、第21爆撃集団司令官として日本本土の焦土化を指揮したカーティス・ルメイ将軍に対し、航空自衛隊創設に際しての貢献を理由に、勲一等旭日大綬章という最高の勲章を献上している。

第三は、今日着実に進行する戦争準備政策である。戦後日本は「解釈改憲」の欺瞞を積み重ね、「武力攻撃事態対処法」などの有事（戦時）法制をつくり、海外への「自衛隊」派遣を「本来任務」とするまでに至った。さらに、グローバルな利益をグローバルな軍事力の展開で確保するため、いざとなれば覇権国家・米国の要請に応え、「国際貢献」の名の下に参戦するために、いよいよ「明文改憲」への着手が具体化されようとしている。

空襲訴訟の原告たちは、「自分たちのような体験や思いを、孫の世代には味わわせたくない」と異口同音に語っている。彼らは、「いつの間にか戦争になっていた」かつての過ちを繰り返すまいと、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の憲法９条を破壊しようとする一連の動向に、文字どおり体を張って抵抗しているのである。

空襲被害者が国に対して求める謝罪と補償は、不可分の関係にある。つまり、戦前の戦争政策、戦後の棄民政策を謝罪し、被害者に補償するとは、国家的な非を認め、同じ失敗を二度と犯さないという意思表明にほかならない。仮に同額の給付であっても、国家による恩恵としての援護とは、まったく意味合いを異にする。空襲訴訟とは総じて、失われた人間の尊厳を回復するとともに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（憲法前文）ための実践なのである。

ところが現実には、「国民である以上、お国のために命を捧げて当然」という観念は、戦後も牢固として生き残っている。「戦争被害受忍論」はその端的な例であるが、話は過去にまつわるだけではない。

福島原発事故を機にこの国では、被曝による生存の危機から人々が逃れることを許さない政治的暴力が亡霊のごとく蘇り、「がんばろうニッポン」の高唱を通じて、国家による死の強制と殉国美談化が再現している。誤った国策の責任の所在を明らかにし、その本質をただすことは、すぐれてアクチュアルな課題なのである。

一審判決を受けて

昨年７月11日、大阪空襲訴訟の第一審最終弁論が行われ、判決の期日が12月７日と指定された。提訴の日と一日違いで大阪地裁の判断が下されるとあって、原告・弁護団・「支える会」は、厳しい裁判の中にも一抹の期待を抱いたものであった。

だが一審判決は、国家賠償と謝罪を求めた原告らの請求をすべて棄却する、文字どおり「血も涙もない」代物であった。それは、「一般戦争被害者に対する救済という問題は、さ

まざま政治的配慮に基づき、立法を通じて解決する問題」だとした、2009年12月14日の東京大空襲訴訟一審判決以上に人道的観点を欠いている。

安野さんは、裁判長の「棄却」という言葉を聞いた時、体中の血の気が引くのを感じたそうだ。判決後の報告集会で、他の原告が、「裁判所を裁判したい」とつぶやいておられたが、同感である。もともと私は、特に現在の日本で「司法の良心」なるものに幻想を抱いてはいないが、それにしても今般の判決は、司法としてのメッセージ性が微塵も感じられない、「権力の番犬」による無味乾燥な作文だった。

判決は、問題の所在を憲法14条のみに矮小化して、9条はもちろん、13条・25条も等閑視した。そして「法の下の平等」についても、軍人・軍属、原爆被爆者、沖縄戦犠牲者らを救済する「それぞれの措置にはそれなりの合理性がある」としながら、空襲被害者に何ら救済措置がない現状については、「未だ救済を受けていない原告ら空襲被害者との格差は『明らかに不合理な差異』とは言えない」と断定した。そこでは、今でも軍人・軍属、その遺族・家族への恩給等が年間1兆円近い予算規模であるのに対し、空襲被害者への補償はゼロであるという厳然たる事実に対する言及もなければ、戦争によって片足を失うなどの障害を受けても、軍人等であった場合と、空襲被害者であった場合との生涯年金額の比較等に関する原告らの具体的な主張にも一切触れていない。

結局は現状を追認するだけで、司法の存在理由を自ら放棄したような判決で、こんな作文を書く裁判官の心境とはどんなものか、面と向かって聞いてみたい気がする。弁護団の1人は、裁判長と大学・司法修習生時代同期だったそうで、「25年前は、あるべき司法の姿について議論しあった仲なのに」と語ってくれたが、小心翼々と職務をこなすテクノクラートに、そもそも「初心」などあったのかと思わざるを得ない。

それでも、①防空法制や戦傷病者援護法の適用拡大など、原告が主張してきた事実が、それとして認定されたこと、②戦争損害受忍論が採用されなかったこと、③戦争損害について、補償を受けた者と受けられない者が存在する状態が相当期間続いていて、空襲被害者への格差の放置と重大化によっては、憲法違反という判断もあり得ると明言したことは、この裁判闘争のわずかながらの成果とされている。

おわりに

一審判決後、原告は直ちに控訴の意思を表明し、引き続き大阪高裁でたたかう決意を示した。精神的にも金銭的にもあえて厳しい道を選択されたことに、深い敬意を表したい。

他方で、昨年6月に「空襲被害者等援護法（仮称）を実現する議員連盟」が発足し、8月には「全国空襲被害者連絡協議会」が結成されたことから、立法化による救済に最後の望みを託す向きもある。いずれにせよ、空襲被害者に残された時間は、あと僅かでしかない。

安野さんは、判決の3日前、空襲で失った左足の傷が痛みだし、病院で痛み止めを処方してもらったそうだ。その安野さんを含め、大阪・東京の空襲訴訟関係者らは、今年2月、ドイツのドレスデン・ベルリン・ハンブルクを訪れ、現地の空襲被災者との情報の交換や、空襲の体験・記憶の継承についての意見交流を行う。国が自ら始め、一般国民をも根こそぎ動員した上、挙げ句の果てに空襲被害を負わせ、さらに戦後長期間にわたり放置し続けてきたことによる原告ら空襲被害者への明白な人権侵害と、その訴えに耳を傾けようとしない司法など、空襲訴訟が提起している問題点を、広くドイツの世論にも訴えたい。

（きど・えいいち／大阪大学大学院国際公共政策研究科）

大阪維新の会《ハシズム》との闘い

寺本 勉

「独裁でもいい」の民意

昨年11月27日投票の大阪ダブル選挙は私たちにとって残念な結果となりました。府知事と大阪市長の両方を手中にした橋下と大阪維新の会は、これで「民意を得た」とばかりに勢いづいています。橋下は、大阪市長として最初の施政方針演説で、「大阪市役所のこの組合の体質というものが、今の全国の公務員の組合の体質の象徴だと思っております。ギリシャをみてください。公務員、公務員の組合というものをのさばらしておくと国が破綻してしまいます。ですから、大阪市役所の組合を徹底的に市民感覚に合うように是正、改善していくことによって、日本全国の公務員の組合を改めていく、そのことにしか日本の再生の道はないというふうに思っております。大阪都構想と組合の是正、これによって日本再生を果たしていきたいと思っております。」と述べて、次のターゲットを労働組合に定め、全面的な攻撃をかけていくことを公言しました。そして早速、庁舎内での選挙活動を口実にして、大阪市労連委員長の謝罪を演出し、握手も拒否して全面屈服を迫りました。さらに市議会に組合活動適正化条例まで提出すると恫喝の度を強めています。

ダブル選挙では、自民党・民主党支持者の多くが松井・橋下に投票し、共産党支持者でさえ市長選では平松に投票を集中したものの、知事選ではかなりの支持者が松井に投票したと報道されています。私たちの側では、橋下の強権的な政治姿勢をハシズムと名付けて、「独裁VS反独裁」の構図に持ち込み、松井・橋下の当選を阻止しようとしました。しかし、大阪の人々の持っている閉塞感は想像していたよりも強く、「独裁でもいいから何とかして欲しい」という心情で、多くの人々が維新の会に票を投じたと思われます。ある意味では、この状況はナチスが政権をとったときと酷似しています。

選挙後の新しい動き

私たちは、「教育基本条例」案反対を軸にして運動を進めてきましたが、その点についてダブル選挙以降、いくつか注目しなければならない動きが出てきています。

第一に、それまでは条例案絶対反対の意思を明らかにして、条例成立の際には総辞職すると表明してきた府教育委員が、松井新知事との協議に応じて、修正案作りに協力する方向に態度を変化させたことです。12月6日、松井知事から「辞職するのか、議論に応じるのか、教育委員は年内に態度を決めてほしい」「条例への対案を示すなり、なんらかの行動をされないのは無責任。委員一人一人が教育現場に与える影響を考え、ご判断いただけると思う」と恫喝され、府教育委員もいったんは「成立まで辞職しない」と反発しました。

しかし、12月16日に、橋下と教育委員が6時間にわたる非公式会談をおこない、修正案作りで事実上合意してしまいました。これによって、新たに設置された府市統合本部の場で、2月府議会・大阪市議会に提出される条例案の内容が協議され、それに教育委員も加わることが確実となったのです。

第二に、「教育基本条例」案を全国化しようとする動きが開始されたことです。12月21日に橋下と会談した石原都知事は、「教育基本条例」案を東京都議会にも提案したいと述べたと報道されました。この会談の中で、橋下は「文部科学省は首長に目標を設定する権限はなく法律違反だというが、今の教育では誰が責任者かはっきりしない」「法律違反の条例を作って国民的な議論を巻き起こすしかないと思っている」と述べると、石原都知事は「国は継続性と一貫性をいうが、教育を破壊的に改革することが必要だ」と応じ、条例化に向けて前向きに検討する姿勢を示したと

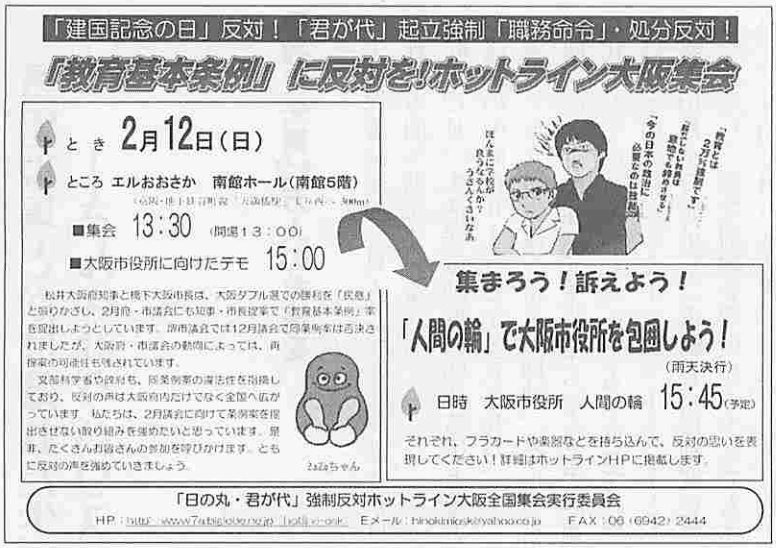

いうのです。河村名古屋市長をはじめ、同様の動きが今後、全国に拡がる危険性が強まってきています。

第三に、すでにダブル選挙の前から、地元大阪の府議・市議の意向を無視して、橋下にすり寄る兆候が見え隠れしていたのですが、野田民主党政権や中央政界の自民党、公明党、みんなの党などが橋下に迎合し、彼の政策を追認する方向を明確にしたことです。「大阪都」構想についても、各党が「地方自治法の改正を検討する」と言い出していますし、「教育基本条例」案についても及び腰となっています。みんなの党の質問趣意書に対して、文部科学省の「教育目標の設定は、地方教育行政法で定められた場合を除き、教育委員会の職務権限に属するもので、首長にその職務権限はない」との答弁書を閣議決定したにもかかわらず、橋下と会談した中川文部科学相は「首長をバカにするような決定だ」「目標を決めることが出来ないなら、何を基準に予算査定をするのか分からなくなる。政治家は教育について語るな、ということになる」と追られると、「首長が教育について語るなということではない」と釈明に追われたとのことです。さらに翌日の記者会見では「せっかく大阪でいい提起をしていただいたというふうに思っていますので、その提起を国民的な議論にしてまとめていきたい」とまで言っています。

新たな運動の広がり

最近の動きを、「教育基本条例」案を切り口にして見てきましたが、橋下と維新の会によるポピュリズム政治に歯止めをかけ、その全国化・中央政界への波及を防ぐためには、2月府議会・市議会をめぐる攻防が決定的に重要です。これまでの運動圏の違いを超えた闘いの拡がりが何よりも求められています。その芽は、秋から冬にかけての闘いで芽生えてきています。たとえば、大阪労連・大阪全労協を軸にした労働7団体アピール、吹田・堺での日教組系・全教系・教育合同などによる教組共同アピール、賛同者が600人を超えた堺アピールなど、新たな運動の拡がりを予感させるものです。

「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪は、夏から秋にかけて2万筆近い署名を集めるとともに（請願署名は不採択）、9・24全国集会を762名の結集で成功させましたが、2月府議会・大阪市議会に向けてもう一度、2・12大阪市役所ヒューマン・チェーン行動、第二次全国署名、地域での宣伝行動など、取り組みを始めています。全国の皆さんとともに、「教育基本条例」案を廃案に、ハシズム反対の闘いの輪を拡げましょう。

（てらもと・つとむ／「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪事務局員）

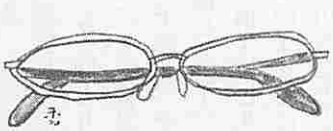

貧困現場とかけ離れた生活保護の見直し
―さんきゅうハウス1年

吉田 和雄

●被災失業12万人の救済を

生活保護制度の「見直し」が、実態とかけ離れた方向へ進んでいる。

昨年12月、生活保護制度に関する国と地方の協議の中間とりまとめが公表された。

就労・自立の支援、給付の抑制、不正受給の防止の3点で、法の改正をまたず運用を「適正化」していくという。中でも「就労支援」策はひどい。第二のセーフティーネットとして昨年10月から発足した求職者支援制度を厳しく運用し、職業訓練を理由なく少しでも休めば、月10万円の生活費、住宅手当を打ち切るという。これでは就労する前に保護を打ち切るという生活保護制度の「有期化」に他ならない。仮に就労したらどうなるのか。厚労省がすすめる警備員、清掃などの仕事は大半が非正規雇用である。それでも就労・自立したとみなし保護は打ち切られるだろう。職業訓練を休んでも、就労しても保護を打ち切られる。これは国家による生活困窮者への詐欺ではないのか。

国と地方の協議の場ではこんな発言もとび出した。「年金より生活保護の金額のほうが高いのはどう考えてもおかしい」「それだったら私も生活保護を選ぶ」（谷本正美石川県知事）。「生活保護受給者の中にはスマートフォンを持っている人もいる」（岡崎誠也高知市長）。

この知事は年金だけで生活できない年金制度をなぜ問題にしないのか。この市長は日雇派遣などの求職・就労には携帯電話が必須のアイテムであることを全く知らないのではないか。

こうした発言は生活保護制度を云々する以前の、生活困窮者、生活保護受給者への差別と偏見に満ちた暴言である。

厚労省・自治体がこぞって現行の生活保護制度を叩きはじめた目的ははっきりしている。２０５万人（２０１１年7月現在）の保護世帯、3兆4千億円の保護費の伸びを減らすためである。マスコミは戦後の人口8千万人の時代の２００万人の生活保護世帯を上回った（１９５１年２０４万人）と騒いでいるが、保護率では当時の3分の2、1・6％にすぎない。

1機１０４億円の次期戦闘機42機の購入費総額1兆6千億円の支出を止めれば１００万人の人が生活保護を受給できるのに、政治家はなぜこれを問題にしないのか。

貧困問題に取り組むもやい理事長の稲葉剛さんは、生活保護制度に関する中間とりまとめと制度改悪の狙いは大震災による被災者で生活保護者が急増することを予想し、それをくい止めることにあると指摘している。「震災失業12万人」の大半が今年前半には失業給付の期限切れをむかえる。このままでは生活保護にながれ込む人が大量に出ることが予想される。そのため現在受給している人が保護を打ち切られるケースも頻発するに違いない。国と自治体は、第二のセーフティーネットの「厳格化」で生活保護制度からの締め出しと排除を狙っているのである。

●さんきゅうハウス利用者の苦悩

さんきゅうハウスは、一昨年12月「だれでも入れる入浴サービス」からスタートした。昨年7月NPO法人を取得、食事の提供、路上生活者への生活保護申請の同行、夏祭り、クリスマス食事会、正月炊き出しなどのイベント、被災地訪問などを行ってきた。

週5日の昼間に食事、入浴のできる立川市内のアパートの一室は、一時に10人を越えると身動きがとれないほどになる。昨年度の運営費は独立行政法人福祉医療機構の単年度の助成金を得て運営費の8ヵ月分を確保することができたが（生協団体パルシステムからはトレーナーなどの衣類、作業着などの助成を受けた）、

写真：大沢ゆたか

毎年助成を得る保障はなく、スタッフの心身の負担も相当のものがある。

それでも、私たちはこの〝仕事〟をお金が尽きたからといって止めることはできない。

多くのホームレス支援グループがそうであるように、次から次へと貧困が原因で生活に困窮し、時には生命の危険にかかわる病気を患った人、精神的に追いつめられた人たちが、食と居場所を求めてやってくる。

昨年11月から、25歳の若者に深くかかわっている。

その若者を正月3日間、私のアパートに泊めることになった。きっかけは昨年11月末さんきゅうハウスに「保護監察官」が彼の所在確認のために訪ねてきたことだった。保護監察官は法務省の役人で、彼の居所を確認するのが仕事である。彼は窃盗で逮捕され、執行猶予中とのこと。本人に聞いたところ、古本屋でマンガ本11冊、3千数百円相当を万引きし、それを千円で売り払って食費にしたという。それで懲役1年6ヵ月、執行猶予3年6ヵ月の判決。

だが、彼の事情は、仕事に就かず住居が定まらないからさんきゅうハウスに来たという単純なものではなかった。昨年いた仕事先の寮のチンピラから5万円を街金で本人名義で借入させられ全額捲き上げられたので、そこを逃げ出した。すると、今度は18歳までいた児童養護施設の「先輩」のアパートに1ヵ月監禁され、炊事、清掃などの小間使いや、手にタバコの火を押し付けられたりしたので、やっとのことで逃げ出してきたのだという。

私は、最初立川市で生活保護を受けてもらおうと彼に同行したのだが、すでに保護を受けていて「失踪」扱いになっているので他市で申請してくれといわれた。百歩譲って、国立市役所で同様の保護申請をした。国立市役所には、彼は恐喝、監禁のトラウマがあり、貧困ビジネスの運営する相部屋での寮生活はできそうにないのでアパート暮らしを申請した。スタッフの国立市議、立川市議、府中派遣村のスタッフらの応援をえて、総がかりで交渉した結果、寮ではなくアパート暮らしを勝ち取った。だが、彼はアパート暮らしまでの間の2度の市役所での手続きに姿を見せず、保護自体を打ち切られるところを再度要請を重ね、個室の寮を要求し昨年末の御用納めの日、小金井市内の寮に落ち着くことになった。と思いきや、そこでは入寮3日目に隣室の人に保護費2万円をゆすられるハメに。戻れなくなった彼は正月から私のアパートに3泊したのである。2万円をゆすり取った人物は、寮長の話によると寮でも手を焼いていた元K派の13回の逮捕歴のある60代の国立大学出身の「活動家」であった。

彼は湯浅誠のいう「五重の排除」（教育課程、家族福祉、企業福祉、公的福祉、自分自身からの排除）を全て受けてきた。時に甘えてもいい、何度失敗しても見放さない人がいることを、彼にわかってもらえればと願うばかりである。

もう一人記しておきたい人がいる。昨年末、多摩川河川敷に住む人たちに肌着やお餅などの物資を配布していて出会った、62歳の足を引きずった男性である。その人は月7万円の国民年金＋厚生年金の受給者でありながら寒風の吹く河川敷でテント生活をしていた。「足も痛むので医者にもかかりたいが、生活保護を受けて寮に入れられると手元に2万円程しか残らないので弟の30万～40万円の借金が返せない。借金を返すまで3～4年は生活保護を受けずにガマンする」という。この人は生活保護制度の弱点を熟知していた。

自分たちの無力さを感じながら、だれもが先行きの不安なく「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことのできる社会の実現をのぞまずにはいられなかった。（さんきゅうハウスへの御支援は同封の別紙チラシでお願いしています。御協力ください。）

（よしだ・かずお／NPO法人さんきゅうハウス副代表）

世界を見る

民衆は国家の壁を突き破れるだろうか

――この一年の世界

高橋 武智

日本のマスメディアで紹介される国際ニュースはほとんどが断片的なものに過ぎず、「事件」は分かっても、原因やその後の展開を教えてくれることはまずない。

ギリシアに始まったヨーロッパの「信用不安」は、EU諸国の国家経済を存亡の危機に追いこんでおり――それがまた社会格差を拡大させ――国債・雇用などのデータが示す以上に、慢性的危機はこの一年を通じ拡大するにちがいない。

同様な財政問題をかかえる日本も、早晩経済危機の大波に呑みこまれるだろう。

米国の新戦略に追従する日本

この経済危機を背景として、新年早々、オバマ大統領が米国の新軍事戦略を発表した（昨年11月には、対中包囲網を、沖縄・グアムの第一線からオーストラリアなどの第二線に移すというニュースが報じられたが、それとの整合性があるのかどうかを説明する解説にはお目にかからない）。

新戦略によると、これまでの中東・アジアの二正面作戦戦略（ブッシュはこれを矮小化したのか、イラク・アフガンの一地域二か国で作戦を展開した）を捨てて、アジア・太平洋地域にその主力を注ぐという。

『朝日』は、米国が「世界の警察」から転換したと解説したが、軍事力を行使する警察とは、これまでどおり「世界の憲兵」と呼ぶのがふさわしい。とはいえ、ブッシュの二つの戦争に過大な戦費をつぎ込んだあげく、この転換にいたったことは明らかで、著しく弱体化した憲兵ではあろう。

が、新戦略の裏面は、世界の地域中小国への肩代わりをはかる（中東では、イスラエルにイランを攻撃させるなど）ことにあり、日本の場合、日米安保にしばられるからというより、野田政権の唯々諾々たる協力姿勢も後押しして、普天間基地移設問題をますます困難な状況に追い込むことは目に見えている。それにとどまらず、米国が期待しているのは、日本が対中包囲網を進んで担うことだろう。

世界中で盛りあがる民衆運動

年頭にあたり、今年は諸大国のトップの改選の年だと騒がしい。選挙の結果はもちろん一つのバロメーターではあるが、世の中の動きを決定するのは、何よりも民衆の力だ。間接民主制にかわり、直接民主制を再評価すべき時が来ていると思う。

去年から今年にかけ、民衆――「市民」とも言いかえられるが、以下に示す通り、「民衆」の方をあえて選ぶ――の力がどう表現されてきたかを見てみたい。19世紀の二月革命や、1968年など、民衆運動が国境をこえて高まり、歴史を画した例には事欠かないが、ましてグローバル化時代の今日、優にそれらに匹敵する規模ではないだろうか。それも、欧米のいわゆる先進国主導でなく、遅れていると見なされてきたイスラム諸国から始まったことに注意をはらいたい。

まずチュニジアとエジプトで、民衆の決起により長年にわたる独裁者が追われた。この二国にはさまれたリビアでも独裁者は殺されたが、それは主要には植民地主義時代さながらのNATO軍の軍事介入の結果だった（この地域では、イエメン、シリアの帰趨からも目が放せない）。

地中海をへだてた南ヨーロッパ（とくにスペイン）では、「怒れる者たち」がデモに起ちあがっている（この自称は、対ナチ・レジスタン

スペイン・マドリッドのプエルタ・デル・ソル広場を取り戻そうと非暴力で武装警官に向かって前進するバルセロナ市民　2011年5月

「今こそ真の民主主義を！（Democracia Real, Ya!）」パリ、バスティーユ広場に集まるフランス人とスペイン人　2011年5月

スに参加後、戦後国連人権宣言の起草にも加わったフランスのステファス・エッセルが一昨年発表した小冊子のタイトル『怒れ』――出版されたばかりの日経BP『怒れ！憤れ！』の原著――に由来する）。

とりわけ大きく報道されたのは、「ウォール・ストリートを占拠せよ」運動だ。最終段階にある資本主義の中枢・ウォールストリートを、国民の99％を占める民衆が、格差反対をかかげ、占拠（「選挙」でなく）しようと、何とカナダから呼びかけがあり、一気に全米に、さらに世界中に広まった。ここでもインターネットの伝播力は大きかったが、まさしく「民衆」のあるべき姿を体感させるものだった。

中口も民衆の波に洗われている

まだまだリストは長くつづく。社会運動のニュースに乏しかったイスラエルでの異議申し立てデモの盛り上がりについては、本誌128号で触れたとおりだし、メドヴェージェフをお供にしたがえるプーチン体制が磐石と見えたロシアでも、国会選挙で与党が議席を減らしただけでなく、開票に不正があった事実が暴露され、モスクワほか各地で反プーチン・デモが吹き荒れた。

世界第二の地位を占めるにいたった新興国、今や米国の主要敵に擬せられている中国でさえ、民衆の突きあげが実を結び始めている。占拠運動と同じ時期に、人口1万3千の広東省・烏坎（ウーカン）村では、数々の汚職を積み重ねた結果だろうが、鄧小平時代から村委員会メンバーを務めつづける幹部が、村民共有が建前の村有地を無断で売り払う（それもより恵まれた役職を買い取るため）という暴挙に出た。村民は大規模なデモに訴え、省当局でさえその動きを肯定的に評価せざるをえなかった。同じような問題をかかえる村は中国全土に何千何万もあるといわれ、同種の運動の拡大が予想されている。

ウォール街占拠運動　2011年11月

日本でも、脱原発に特化したデモが展開されているが、〝絆〟イデオロギーの呪縛から身を解き放たない限り、世界的な民衆台頭の一環と見なされることからは遠いように思われる。

両朝鮮との関係の見直し

去年暮の金正日総書記死去のニュース以後、人々の目は北朝鮮に釘づけになっている。社会主義国における世襲など、論外なことは言うまでもないが、死去発表の前日の一面ニュースが、来日した李明博大統領が野田総理との会談において、終始従軍慰安婦問題の解決を迫った事実を伝えたことを、われわれはあまりにあっさり忘れてしまった。朝鮮半島の現状に対し、南北それぞれとの関係を同時に見つめ直す視点が必要であろう。朝鮮半島と朝鮮人こそ、日本へ文明をもたらした恩人であることは改めて思い出すまでもなかろう。

拉致問題の解決はなるほど大事だが、それにはまず北と率直に交渉しなければなるまい。無条件の国交回復なしには、そうした交渉自体不可能であることは誰の目にも明らかではないだろうか。

（たかはし・たけとも／本誌編集委員）

（写真は全て『どうじまるHP』より）

連載エッセイ・第27回

ボローニャにて

鈴木一誌

２０１１年の12月31日、イタリアのボローニャにいた。世界唯一の児童書専門の見本市が開かれる街だ。井上ひさしさんの『ボローニャ紀行』（文藝春秋、２００８年、文春文庫もあり）によれば、ヨーロッパ最古の大学のあるボローニャは、古さを維持しつつ新生に成功し、連合と自治を有機的に組みあわせた都市運営は「ボローニャ方式」と呼ばれるそうだ。「赤いボローニャ」という呼称もある。赤い瓦屋根とレンガづくりの建物のせいで、塔など高い場所から眺めると街全体が赤い。スパゲッティのミートソース＝ボロネーゼはボローニャ起源だし、名産のハムやソーセージも赤い。

ちょうど10年前の２００１年の大晦日は、「9・11」から3ヵ月半ほどしか経ってないニューヨークにいた。予約してあったエジプトのパック旅行が参加者激減で催行されず、「ならば、いっそニューヨークに行ってみよう」と考えたのだった。ニューヨーク市内の警戒は厳重をきわめ、見方によっては安全このうえなかった。宿泊料金も大幅に割引され、ふだんは泊まれない市中心部のぜいたくなホテルに滞在した。世界貿易センタービルのあった場所では、見物客をさばくために仮設の通路が設けられ、長蛇の列に並んだ。

夜の11時ころ、２００１年の終わる瞬間のタイムズ・スクェアを見てみたいと、ホテルを出たところ、接近する地上・地下いっさいの通路が遮断されていた。しかたなくホテルに戻り、テレビをつけて驚いた。タイムズ・スクェアのようすが実況中継されていて、何千人もの人間がカウントダウンを待ちかまえている。ホテルから歩いて5分ほどの場所に蝟集する人間の群はどこから湧いてきたのか。新年を迎えた瞬間、人びとの笑顔がはじけ、紙吹雪が舞った。人種も適度に混じりあった数千人の老若男女を見ながら、映画のエキストラのようだと思った。抽選に当たったのか、集められたのか、真偽は不明だが、「タイムズ・スクェアで新年の到来を喜ぶアメリカ市民たち」との情景に、〈国家〉の意思を感じた。翌朝、タイムズ・スクェアを歩いてみると、きれいに切りそろえられた紙吹雪が路面に散乱していた。

ボローニャ市中心部の広場には、夜中の12時が近づくにつれ、人びとが集まってきていた。カフェテラスはどこも客でいっぱいだ。若者たちは、爆竹を鳴らしながら路上を走りまわる。あくまでも〈街〉のできごとに思われた。

「赤いボローニャ」との呼称には、「左翼的な街」との意味もある。ヨーロッパで農奴制をはじめて廃止したらしく、現代では、中央政府に反抗しながら、街の現代的な再生を果たした。築５００年は経つ旧市庁舎の壁面には、第2次世界大戦末期に、ドイツ軍に抵抗し命を落とした市出身のパルチザンたちの名前と顔写真が、およそ２０００人ぶんも埋めこまれている。国民のではなく、市民の抵抗である。サッカー・チームへの熱狂にも、市民の血が息づいている。

藤沢道郎さんは、『物語　イタリアの歴史　解体から統一まで』（中公新書、１９９１年）で、4世紀から19世紀までの長い期間を経てようやく統一国家の樹立に逢着したイタリアのさまを活写する。藤沢さんは、イタリアの苦闘は、国家統一の重要さと同時に、「人工的な強制装置によってのみ維持されている」ところの「現在国家の共同性の基盤は崩壊の過程に入って」いる事態を照らしだすとも書く。「国家的統一性に安易かつ無自覚に依存する習慣」を見直せ、と言うのだ（「あとがき」）。都市の自治を高めたとき、都市は、みずからの領域にたとえば原発をつくれるのかどうか。

（すずき・ひとし／グラフィック・デザイナー、題字デザインも筆者）

ロボット化を拒否する教師たち
「私」を生きる」

出演／根津公子　佐藤美和子　土肥信雄　2010　カラー　138分　●2010年座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル奨励賞受賞　2011年山形国際ドキュメンタリー映画祭正式出品　大阪シアターセブンにて公開中（2月17日迄）、東京・渋谷アップリンク、横浜ニューテアトル、名古屋シネマテーク、京都シネマでも上映予定　●配給問合せ先／浦安ドキュメンタリーオフィス　中山　〒279-0004 浦安市猫実2―4―47　070-5454-1980　Fax:047-355-8455　メール：info@urayasu-doc.com

監督・撮影・編集／土井敏邦　製作／「"私"を生きる」製作実行委員会
©土井敏邦

◆東京の教育現場で権力による君が代の起立斉唱の強制が始まって8年余、この間に都教委の不当処分撤回を求めて提訴した数百人の教員・元教員に対し、裁判所が下した判断の大部分は、およそ教師たちの心情を理解しようとする態度から程遠いものだった（前号15頁の渡辺厚子さんの文章参照）。去る1月16日に出た最高裁判決も、停職・減給など重すぎる処分を取り消したものの職務命令は合憲とするなど、基本的には従来の最高裁の姿勢変更を示すものではなかった。

◆この映画は、権力の教育への不当介入と闘う3人の教師の姿を描いている。中学校家庭科の根津公子さんは、日の丸・君が代、従軍慰安婦、ジェンダーフリー教育をめぐって都教委と対立、9回の停職・減給を含む11回の懲戒処分を受けた（うち5件の処分について取り消し訴訟の係争中。06年の君が代不起立に対する停職をめぐる訴訟は上記1月16日の判決で敗訴）。2人目の小学校音楽専科の佐藤美和子さんは、信仰上の理由から君が代のピアノ伴奏を拒否するなどの行為が職務専念義務違反とみなされて訓告処分を受け、提訴したが08年最高裁に上告を棄却された。3人目の元都立三鷹高校長・土肥信雄さんは、現職中に都教委に対し「職員会議における挙手・採決の禁止」通知の撤回を要求したために、定年後の非常勤教員不合格という報復を受けた。このことと学校における言論の自由をめぐって東京都に損害賠償を求め訴訟中である。

◆根津公子さんの言葉。「ウソをつくのは厭です。子どもにウソをつく自分を許せない。私は『いまの状態は危ない。上からの命令に黙って従うことは恐ろしい明日を創ってしまう』と子どもたちに身体ごと訴え、伝えていく責任があります」。

◆佐藤美和子さんは語る。「私が君が代を受け入れたら、それは私が私でなくなるとき。心と身体を切り離してはいけないのは、公務員とて同じ、いえ、公務員なら尚更です。少数者を大事にする学校であってほしい。一人でも歌えない子どもがいたら、守らなければ」。

◆土肥信雄さん。「教育がどんどん右翼化している。言論の自由がなくなった時に、戦前の日本に戻るのではという恐怖心がある。以前は不安でも言えなかったが、今言わなければ後悔する、その後悔だけはしたくなかった」。

◆3人の意見や行動に賛同できない人でも、彼らが全身全霊をかけてこの問題と向き合ってきたことは否定できないだろう。ところが、都教委や裁判官（の多数）にとって許せないのは、その真剣さなのだ。彼らが求めるのは何も考えずに、あるいは本心を隠して権力に従うロボット教師である。あらゆる圧力に抗して良心の命に従うのと、心ならずも（あるいは面倒を避けて？）強権に屈するのと、どちらが教育者の倫理に沿っているか。

◆国家権力の文化的退廃の側面も見逃せない。都教委や裁判官（の多数）にとっては、国歌はもはや歌ではなく（むりやり歌わされるものがどうして歌でありえよう）、愛国心の表明ですらなく、服従の証明、つまり文字通りの踏み絵の意味しかないのだ。こうした理不尽に抵抗する誠実な教師たちを孤立させてはならない。

本野義雄（もとの・よしお／本誌編集委員）

『オリジンから考える』

（鶴見俊輔・小田実共著／岩波書店／二〇一一年）

「現場知」の人・小田実との架空対話

高草木 光一

本書は鶴見俊輔と小田実の共著という形をとってはいるが、小田は2007年7月に没しているので、変則的な編集になっている。もともと、2007年春、2人の対談の企画が持ち上がっていたという。2007年2月、岩波書店『玉砕／Gyokusai』、大月書店『9・11と9条』、新潮社『終らない旅』の合同出版記念講演で、小田は1963年に講談社から刊行した長編小説『大地と星輝く天の子』（岩波文庫、2009年）を取り上げて、その素材となったソクラテス裁判を中心に古代アテナイのデモクラシーについて語っている。その後、体調不良のなか、トルコへの取材旅行を敢行したのは、アテナイのデモクラシーを裏から支えていた黒海沿岸の植民都市を調査し、マーティン・バナール『黒いアテナ』が提起した「古典文明のアフロ・アジア的ルーツ」を自分の目で確認するためであったという。がんに侵されていたこの頃、小田は、自分の思想的原点である古代アテナイのデモクラシーを再検討したうえで、新たな世界史像に挑む構想をもっていたことになる。そのようなときに、「ベ平連」（ベトナムに平和を！市民連合）時代から「九条の会」に至るまで長く深い親交をもつ鶴見との対談が企画された。そして、その企画は小田の病と死によって頓挫していた。

資質の違いを際立たせる

本書は、当初の目論見を活かして、鶴見と小田が対峙するような工夫がなされている。Ⅰ「小田実との対話」は、鶴見の執筆による小田との架空対談を柱としていて、直接に鶴見と小田が向き合う形になっている。Ⅱ「オリジンから考える」は、先に挙げた小田の最晩年の講演録、および論説、Ⅲ「哲学の効用」は、鶴見の最近の講演録等、Ⅳ「トラブゾンの猫」は、小田の絶筆となった未完の小説である。ⅡからⅣまでは、小田と鶴見の異なる資質が際立つように組み合わされている。

本書のタイトルと同じ標題をもつⅡでは、小田は、『大地と星輝く天の子』に遡ることで、これまでほとんど触れてこなかった「デモス」の腐敗の問題を指摘し、併せてソクラテスの「反デモクラシー」に批判の矢を向けている。小田のデモクラシー論の奥深さを窺うことのできる貴重な論考である。しかし、ここで前面に打ち出されている「小さな人間」という概念は、小田が論理をシンプルにすればするほどわかりにくいものになっている。

「小さな人間」と「大きな人間」？

「ベ平連」時代の小田は、「市民」を掲げていた。「市民」も「市民社会」も存在しないと言われる1960年代の日本で「市民」を語る以上、それは動的な概念とならざるをえない。「市民」を運動のなかで変化し成長するものとして捉え返すことで、独自の概念に練り上げていくことができたのである。また、「される側」という発想は、ベトナム戦争における被害と加害の連鎖の論理が基になっている。「被害者となることによって加害者になる」という指摘は、ベトナムから遠く離れた日本人の加害者性をも問う鋭い問題意識に支えられていた。「される側」には、「する側」との間の鮮やかなコントラストがあり、なおかつ立場の逆転の可能性を秘めたダイナミズムがあった。しかし、「小さな人間」にはどんな含意があるのだろうか。

小田が作家として「小さな人間」の「虫瞰図」的視点を貫こうとしたことはわかる。ソクラテス裁判の文脈のなかで、プラトン的哲人政治やテクノクラート支配への批判として「小さな人間」のデモクラシーが語られるのもわかる。しかし、「大きな人間」に大統領、国防長官や「大金持ち」「政・財界の大ボス」（125頁）を入れ込んで、「小さな人間」と「大きな人間」の対抗図式を現代社会分析にまで持ち出すと、焦点の定まらない茫漠とした印

象を与えてしまうだろう。

自由闊達な知の戦略

「小田さんの日本語で書くものにはマルクス主義の裏打ちがないからな」（48頁）という鶴見の発言は、小田がイデオロギーとしてのマルクス主義から自由であるという肯定的評価のなかに、近現代を理解するうえで基礎的な思想・方法であるはずのマルクス主義を無視していることへの批判的評価を滑り込ませているように見える。近現代の哲学・思想に圧倒的な博識をもつ鶴見にとって、小田の素朴な発想はときに神経を苛立たせるものがあったのではないか。それが実は鶴見の失言に端を発する二人の諍い（38―40頁）の根底にあったのではないか。そんな思いを拭い去ることができない。

鶴見は、自ら「大学のつくり出す知識人を信頼していなかった。きらいだったと言ってよい」（34頁）と述べているように、日本の正統的な「大学知」とは意識的に外れたところで数多くの仕事を残してきた。90歳近い高齢でもあり、もうろくを半ば装ったとぼけた味で「おじいさんの知恵袋」的な四方山話を披露する（ⅠおよびⅢ）。「大学知」から外れているとは言っても、ハーヴァード大学でクワイン、ラッセル、カルナップ等の錚々たる哲学者に薫陶を受けた鶴見は、骨太の世界的な「学問知」に支えられている。だからこそ、自由闊達・縦横無尽に知の戦略を立てることができた。反戦の意志を貫いたがために灯台社（キリスト教の一派）から除名された日本支部長・明石順三やトルーマン大統領に原爆投下不要の進言を行なったリーハイ元帥らに着目する鶴見の発想は、「大学知」に飽き足らぬ者に多くの示唆を与えてくれる。

「学問知」の枠を越えた小田

ところが、小田のほうは、その「学問知」の枠をも越えてしまっている。本書のⅣとして収められている「トラブゾンの猫」にしても、未完ながら、「ヨーロッパ」や「人間」を徹底的に相対化したところで「世界史」を描き直そうとする壮大な意図を読み取ることができる。鶴見の評価では、夏目漱石、柳宗悦、石橋湛山、西田幾多郎と並んで小田実は、「自分で考え、自分で思想をつくり出した人」（63頁）であるという。小田は、現場の混沌のなかから素手で世界を造形する「現場知」の人だった。『大地と星輝く天の子』、『HIROSHIMA』、『河』といった大作は、膨大な資料を読み抜いたうえで、図抜けたスケールの物語＝歴史を描き切っている。日本の知識人に標準的な教養を超越したところで問題を考えていた。鶴見は、だから、小田の武骨な手つきには目をつぶった。鶴見によれば、小田はトマス・リードもチャールズ・パースも読んだことはないだろうが、その「人間みなチョボチョボや」の発想は「パースの間違い主義にも、リードの常識哲学にも近い」（55頁）という。リードはともかく、「アブダクション（仮説的推論）」の論理学者パースを小田と結びつけるのは、稀代の碩学・鶴見俊輔ならではの技であり、また「小田宗」への帰依（44頁）を表現しているように見える。

本書を読み終えて、鶴見がノブレス・オブリージュを体現し、戦後日本文化のパトロン的役割を果たしてきた人物であることを強く感じる。彼は、「大学知」「学問知」を外れた才能を見いだし、育むことを自らの課題としていた。オルターナティヴの豊かさが文化の厚みを形成するという固い信念をもっていた。そして、規格外の怪物・小田実を愛し、庇護した。その2人の活動を編集者として支えつづけたのが、本書の担当でもある高村幸治である。福島原発事故で既成の学問や科学技術のあり方が根源的に問い直されている現在、「大学知」「学問知」以外の知をどのように築き上げていくのかという課題は、「いのち」の危機をいかに生き延びるのかという根源的な課題とも重なっていると考える。

（たかくさぎ・こういち／慶應義塾大学経済学部教授）

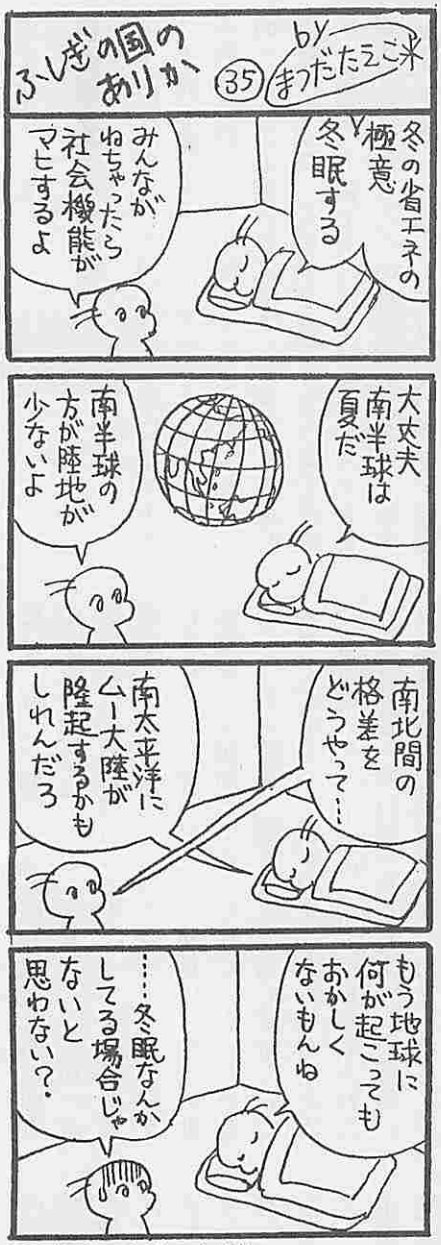

Information

[東京都] ☆2月6日（月）18時30分から「防衛省抗議行動」（ＪＲ・東京メトロ「市ヶ谷」駅徒歩７分）主催：沖縄・一坪反戦地主会・関東ブロック　電話090－3910－4140

☆2月11日（土）13時から「さよなら原発1000万人アクション」スピーカー：大江健三郎ほか、集会後パレード、場所：代々木公園イベント広場、ケヤキ並木（ＪＲ「原宿」駅・東京メトロ「明治神宮前」駅徒歩10分）主催：さよなら原発1000万人アクション実行委員会、電話：03－5289－8224（原水禁）

☆2月12日（日）14時30分から　講演会「隠された内部被曝の危険」講師：矢ヶ崎克馬、場所：四谷ニコラバレ９階（ＪＲ・東京メトロ「四谷」駅徒歩２分）資料代500円（被災者は無料）主催：脱原発・自然エネルギーを考えるカトリック市民の会、電話090－4396－7446（三上）共催：カトリック東京正義と平和委員会

☆3月5日（月）18時30分から「防衛省抗議行動」（ＪＲ・東京メトロ「市ヶ谷」駅徒歩７分）主催：沖縄・一坪反戦地主会・関東ブロック　電話090－3910－4140　＊毎月第一月曜日に抗議行動をしています。

☆3月24日（土）13時30分から「さよなら原発1000万署名集約集会」集会後パレード、場所：日比谷野外音楽堂（東京メトロ「日比谷」駅・「霞が関」駅徒歩５分、ＪＲ山手線「有楽町」駅・「新橋」駅徒歩10分）主催：さよなら原発1000万人アクション実行委員会、電話：03－5289－8224（原水禁）

☆3月28日（水）18時30分から「みなと９条の会」第22回集会、無言館・窪島誠一郎さんの講演と『群読・日本国憲法』、場所：俳優座劇場（東京メトロ「六本木」駅徒歩２分）資料代1000円、主催：みなと９条の会、電話：03－3586－3651

☆毎週土曜日、18時から「新宿西口反戦意思表示」場所：ＪＲ「新宿」駅西口地下

[埼玉県]☆2月11日（土）から5月19日（土）まで「生誕100年　人間を描く　丸木　俊展」場所：原爆の図丸木美術館（東武東上線「東松山」駅・「森林公園」駅タクシーで１２分、「東松山」駅東口、市内循環バス「唐木コース」浄空院入口下車、徒歩5分、東武東上線「高坂」駅西口、市内循環バス「唐木コース」丸木美術館北下車、徒歩2分）入場料：大人900円、中高生・18歳未満600円、小学生400円、障がい者大人450円、中高生・18歳未満300円小学生200円　主催：原爆の図丸木美術館、電話0493－22－3266休館日：毎週月曜日

[神奈川県] ☆2月19日（日）１１時からデモ「さよなら原発パレード」場所：青葉台公園（通称：きのこ公園、東急田園都市線「青葉台」駅前）主催：「さよなら」パレード横浜北部実行委員会

[福島県] ☆3月11日（日）「さよなら原発1000万人アクションｉｎ福島」現地集会　場所：郡山市開成山球場（ＪＲ「郡山」駅西口より福島交通バス「郡山市役所」下車２分、東京よりバスツアーあり）主催：さよなら原発1000万人アクション実行委員会、電話：03－5289－8224（原水禁）

[島根県] ☆2月11日（土）14時から「放射能汚染に向き合う時代―チェルノブイリ26年、福島１年」講演：今中哲二、場所：日本海ふれあいホール（新日本海新聞社西部本社内、ＪＲ境線「三本松口」駅徒歩２５分）資料代500円、主催：さよなら島根原発ネットワーク、電話0859－33－6475

☆2月12日（日）13時30分から「さよなら島根原発大集会～水・大地・海・空・食こどもを守ろう！」話：今中哲二ほか、集会後パレード、場所：松江市総合体育館大体育室（ＪＲ「松江」駅徒歩２０分、「松江」駅より松江市営バス北循環（内回り）「北公園」下車・一畑バス「総合体育館・メッセ行き」で「総合体育館」下車３分）主催：さよなら島根原発大集会実行委員会、電話0852－24－9318（高山）

事務局だより

野澤信一

写真：吉川勇一

■小誌発行日の関係で1ヵ月遅れになってしまいますが、改めて新年のご挨拶を申し上げます（でもこの原稿は正真正銘の正月に書いています…）。良い年になって欲しいという年始のメッセージをたくさん目にします。ぼくも本当にそう思いますが、世界がおかれている状況を冷静に考えれば考えるほど、より一層厳しさを増す1年になりそうです。そんな中、一人の市民として未来に向けて地を耕し、種を撒く地道な努力を続ける1年にしたいと思っています。今年もご支援をよろしくお願いします。

事務局は相変わらず人不足に悩んでいますが、それでも昨年の秋以降、何名かの方を新たに事務局にお迎えしました。上の写真はそんな新人も加わった「市民の意見」129号の発送作業の一場面です。みなさまもぜひお気軽に事務局をお訪ね下さい。

事務局の最新の活動予定や事務所での作業日はWEBのhttp://www1.jca.apc.org/iken3_yotei.html でご覧になれます。PCや携帯電話をご利用の方はぜひご参照ください。

■東日本大震災から9ヵ月目の12月11日、雲ひとつない澄み切った冬空の下の東京で行われた「全国から電力会社・経産省を包囲しよう！再稼動反対12・11デモ」に参加しました。「市民の意見30の会・東京」ののぼりを見つけて、遠方から駆けつけた読者も合流して下さいました。日比谷公園から大手町にかけて東京電力本社をはじめ7電力の支社をめぐって霞ヶ関の経産省まで戻る全長7㎞、3時間の健脚向けデモコース。子どもを肩車したお父さんやバギーを押す若いお母さんも参加。往路の日曜日のオフィス街はひっそりしていて抗議の声が各電力会社へ届いたか心もとない思いでしたが、復路の銀座通りは人出も多く沿道から両手を大きく振ってくれた若い女性の姿には勇気づけられました。プラカードをかざして歩く隣の女性から「どこのデモでも男性の反応は鈍いのよね」と言われて返す言葉なし。当事務局からも約10名が参加しましたが、高齢者が多く全コース踏破者はわずか3名（情けない！）。「若手」の必要性を改めて感じさせられたデモでした。

写真：吉川勇一

震災から丸1年目の今年3月11日には、大規模な脱原発アクションの実施が予定されています。詳細が決まりましたら当会のホームページ（http://www1.jca.apc.org/iken30/）にも掲載しますので、ぜひご参加ください。

■毎年5月3日の憲法記念日の新聞紙上に10年にわたり掲載を続けてきた「意見広告」運動が転機を迎えています。賛同の呼びかけ、賛同金の記録と管理、手書き振込伝票内容の確認、チラシの送付等外部との応対、紙面デザインの打合、賛同者氏名の紙面校正、報告書の作成などなど膨大な作業には多くの人手が欠かせません。しかし、人数が減少した現在の事務局体制では従来どおりの運動の継続は難しい状況でした。他方でぜひ意見広告を継続したいという声も根強く、昨年来の事務局会議でも中々最終判断を下せないまま新年を迎えてしまいました。しかし、1月中旬、「男気」を出したMさんの「アタシが責任を持つから！」のツルの一声で、ついに無事従来通りの継続が決まりました。引き続きご協力を宜しくお願い致します。（本項のみ1／20記）

（のざわ・しんいち／事務局）

読者のおたより

★満99歳になりました

神奈川県川崎市　吉川寿々江

駄目なこと、
駄目と言わない
駄目の国、
駄目と言えれば
駄目でない国

（川崎・老人ホームにて）

★スタンディング6年

京都府京都市　荒井康裕

あえて言うならば3・11のために9条憲法を3・11以前のように心配しなくて良くなったのか、それとも3・11のために9条憲法はより遠のいてしまったのか。

総理大臣として5回靖国神社へ参拝した小泉純一郎、戦後レジュームをとっ払うといって権力を掴んだ安倍晋三両首相の横暴に「私も戦争に協力しません」と横断幕を作って河原町一四条通りをデモして今日で満6年たった。

その日がたまたま9日だったので、以後毎月9日、今日まで計72回JR京都駅頭と地下鉄醍醐駅スーパー平和堂脇で69回、「9条実現」などの新聞全面広告を掲げて立ってきた。この新聞広告スタンディングをこれからも続けるか、やめるか悩んでいる。

確かにスタンディングを始めた6年前のようなモチベーションは昨今薄れている。しかし、現実は「陸海空その他の戦力は保持しない、国の交戦権はこれを認めない」の文言からますます遠のいている。自衛隊は3・11で全隊員の半数という10万が東北被災地に出動、人命救助や遺体捜索、物資運搬に貢献してくれたし、最近では南スーダンまで当然のように「治安」出動しようとしている。また、アメリカのアフガン空爆の第一撃はなんと青森三沢の米軍基地から出動したという。

放射能は自衛隊であろうと無かろうと、日本人であろうと外国人であろうが、等しく空から、海、山、川から襲ってくるのだから今はひとまず差し置いて、だろうか。自衛隊は災害緊急救助隊に衣替えせよ、の声を今一段と張り上げなければならないか。トモダチ作戦でなく、日米安保条約でなく、平和友好条約を締結せよと。

参加者は毎回3、4人。本当にささやかなこの平和の営みの成果は?少なくとも日本国平和憲法第9条の改悪は、今のところ許してはいない。自衛隊の海外派兵は日常茶飯事だが、辺野古への米軍基地建設は許していない。だから、スタンディングを一旦やめる?それとも続ける?毎月の警備員との綱引きが続いている。

やはり、今は引く手を緩められない。少なくとも辺野古の綱を完全に引き抜いてしまうまで立ち続けよう。身体をもとに。

A・A67年11月9日
＊A・A＝After・Atomic（ヒロシマ・デーを元年にする核歴）

★目から鱗です

千葉県山武郡　黒石佐絵

126号の内容について、特集・福島第一原発人災事故「体制知の崩壊が始まった」の山口幸夫氏、大変判り易い内容です。〝原発ムラ〟ぐるみが如実です。この班目委員長は反原発の石橋克彦氏などを素人扱いしていたようですね。海老坂武氏の「沖縄ーメア発言が伝える日米の認識と真実」、これも目から鱗の内容でした。また、TPP問題についても取り上げてもらいたいです。

★風船は動物たちには害です

匿名

「市民の意見」をお送りいただいているものです。毎号楽しみに読み、新しい知識、考え方に触れられる事に感謝しています。さて、128号の記事、22頁「人間の鎖」について一言申し上げたく思います。すばらしい活動をなさっていることに尊敬の念を抱きつつも500個の風船をとばしたということにはとても残念な思いです。かつてスポーツ大会やイベントで風船をとばすことが盛んでした。しかし、飛んでいった風船はどこかで落ち、鳥たちの足に糸がからまったり、海の動物が誤って食べて死んだりした例が見つかるにおよび風船飛ばしは自粛され今ではほとん

ど見られなくなりました。未だにこのようなことを良しとして実行される方のあることは驚きです。「ほのぼの」「好印象」「マスコミにも取り上げられた」とお書きですので、今後も繰り返されるおつもりではと心配になりました。このようなことは是非動物のためにやめていただけないでしょうか。したことの行く先を考えて行動してください。

（匿名でのお便りを頂きました。編集部）

★思いやり予算、法人税値下げの撤廃を

大分県大分市　後藤典子

東北地方の大災害、毎日ラジオ、TVの報道に涙涙です。財産、仕事、思い出など全てを奪った自然のエネルギーのすごさに言い様の無い恐怖をおぼえます。身一つでどうやって立ち上がれというのでしょう。個人の浄財は一人ひとりにはわずかです。あのように困っている人々に対して国はたった300万の補助金では、どうにもなりません。米軍への思いやり予算、法人税値下げを撤廃して。

★新しい気持ちで過ごしたい

神奈川県横浜市　掘切文子

いつも社会の問題をタイムリーに届けてくださり感謝しています。毎日、新しい気持ちで廻りを見渡しながら過ごしていきたいと思っています。

★真実を伝える

東京都中野区　小林　裕

「市民の意見」は真実を伝えてくれる数少ないものの一つです。

★平易な言葉で考えよう

兵庫県宝塚市　道上朝子

いつも教えられえ、ることも多いです。一方で身近に接する人や回りの子供達とも平易なことばで問題を考え、分かち合う、生活の場できちっと石を積んでいく必要も感じます。

★原発を止めよう

京都府京都市　大沢真一郎・三恵子

いつもニュースをありがとうございます。原発止めるため、何とかしなければと念じています。

★TPPで医療はどうなるか

東京都豊島区　磯谷佳世子

野田首相はTPP参加に強い意欲を示したそうですが、これってどういうことになるのでしょうか。私事ですが、3週間に一度医者通いをしていますので、医療問題など不安でなりません。米国が自由診療と混合診療の2通りだけにしろと大ゴテにゴテそうだからです。もともとアメリカ主導の連携など対等ではないですね。

★企業利潤が第一

愛知県名古屋市　石黒廣昭

原発は現代経済社会の破滅性、腐朽性の現われだと思います。「安全」が企業利潤の範囲内にしか成立しない現実に憤りを押さえることが出来ません。

青嵐や吾は怒りにいきており

★人間の尊厳のために

香川県高松市　田中暉彦

今回の大災害は人間の尊厳を基調とする日本の政治・経済・社会の構築の試練の場だと受けとめています。

★心を奪う絵の美しさ

東京都品川区　いしがき京子

『編み物をする婦人』、この「絵」そのもののあまりの美しさに心奪われる。あえて数日後、左記の文章を拝読。私の心の両の手がそっと、五十年ぶりに「生還」したいのちをなでている。

★人間の放漫、無知

埼玉県狭山市　髙橋純子

恐れていた事が現実になり取り返しのつかない程、地球を放射能で汚染し続けて解決の糸口も見出せない事に愕然としております。人間の強欲、放漫、無知の行きつく先を見たような気が致します。幼い子供達、若者達の未来を奪ってしまった事に申し訳ない気持ちで一杯でございます。

「読者のおたより」の多くは、会費納入の際の郵便振替票に書かれているメッセージを使わせていただいています。掲載について匿名をご希望の方は、その旨明記していただけると幸いです。

編集後記

◆「読者のおたより」に会員の方々から多くのお知らせ、意見、感想をいただいています。以前は、ひとことふたことでしたが、最近は、力強いメッセージが多くなっています。

◆「読者のおたより」では、多くの会員の方々の多様な異なる意見を、時期を逸せずに掲載したいと努めています。ぜひ、どしどし、おたよりをお寄せください。

◆「武器輸出三原則」の緩和は、日本の企業が外国の軍需産業との兵器の共同開発を行なえること。それは、日本の軍需産業「死の商人」の利益にほかなりません。ベトナム反戦時に多くの市民は「死の商人」である三菱、ソニーへ、経団連へデモをかけ、また「反戦株主」として抗議をしていました。

◆また、今回の見直し緩和は、「平和構築」「人道的目的」のためともされています。わたしたちは、かつてNATOのコソボ空襲を、昨年はNATOの空襲によるリビアへの介入を目の当たりにしています。それらは「人道的介入」による他国とその地に生活する市民への暴力であり、NATO諸国の利益のための侵略戦争です。日本もまた、「人道的介入」へ向けて一歩、歩き出しました。

◆「トモダチ作戦」の米軍と自衛隊との共同作戦のための体制作りの現実を今号で遠藤洋一さんに書いていただきました。これが「震災に役立つ自衛隊」の実態です。（有馬保彦）

◆**編集委員**　阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦（本号担当）、杉内蘭子、高岡甫雅、高橋武智、西田和子、野澤信一（次号担当）、道場親信、本野義雄、諸橋泰樹、吉川勇一、吉田和雄

会計報告

昨年は福島の原発事故を受け「脱原発」をめざして全国でさまざまな取り組みがおこなわれる中、東京・霞が関では「経産省前座り込みテント」が登場しました。

9・11の設置から既に140日を超えました。私も宿泊を含め何度か訪問しましたが、日常的にテントを維持継続するのは大変な仕事で、多くの人々の協力が不可欠だと痛感しました。実際、この季節のテントは内も外もとても寒いです。しかし支える人々の輪はとても温かです。皆さんもどうぞ訪れてみてください。座り込み、泊り込みどちらも大歓迎だそうです。

さて、今号の会計報告は、2011年度の総額を掲載します。

前年度と比較しての大きな特徴は、会費、カンパ収入が増えたことでしょうか。6～8月にかけての新規入会者の大幅増と、「脱原発」関連の集会やデモの活動費にとカンパをお寄せ下さる方が増えたおかげです。

収支では、支出の大幅増加にともない赤字での繰越となりましたが、F／I基金から支出した義援金の分を差し引けば、会の基本会計は少し黒字ですのでご安心を！

今年もまた、デモに集会にと走り回りますので「30の会」の黄色い旗を見かけたら、どうぞ声をおかけ下さい。（上口）

市民の意見30の会・東京
2011年1月～12月会計

1. 収入	
一般会費	1,777,500
協力会費	641,500
敬老会費	1,913,700
障害者会費	77,500
（会費小計）	4,410,200
カンパ	1,197,235
ﾆｭｰｽ販売	32,700
ﾊﾞｯｼﾞ等販売	32,440
銀行利息	1,403
集会入場料（*1）	38,500
雑収入	1,500
預り金（*2）	1,457,580
立替金精算	748,744
収入計	7,920,302
2. 支出	
印刷費	1,637,026
発送費	938,440
通信費（*3）	301,960
消耗品費（*4）	416,930
編集費（*5）	254,822
会場費	19,000
交通費	380,070
事務所費（*6）	1,050,245
光熱費	70,083
手数料	278,475
諸会費（*7）	1,687,631
雑費（*8）	50,998
立替金	748,744
講演会諸費用	86,735
預り金精算	1,345,781
支出計	9,266,940
3. 収支	**▲1,346,638**
前期からの繰越	9,082,444
次期への繰越	7,735,806
4. 残高の内訳	
会基本会計	6,247,771
条約基金	176,715
F/I基金	1,165,820
預り金	145,500
計	7,735,806

（単位：円）

注（*1）学習会1回、読者懇談会4回。（*2）意見広告賛同金30の会経由11-12月分。（*3）電話、切手、はがき、プロバイダー使用料等。（*4）角2封筒、振替用紙、事務用品他「30の会」印鑑、事務所案内板作成費等。（*5）執筆者へのお礼図書券、読者懇談会講師謝礼、参考図書購入費等。（*6）事務所家賃、更新料、火災保険料。（*7）東日本大震災被災者支援義援金、各種意見広告及び各市民運動団体賛同金、「バルーン大作戦」へのカンパ。（*8）のぼり旗作成費、事務所大掃除用品、お茶代等。